

「平成 22 年度 第 2 回 高知県食の安全・安心推進審議会」

日時：平成 23 年 1 月 18 日(火) 午後 1 時～4 時

場所：高知県保健衛生総合庁舎 5 階 東大会議室

(松岡チーフ)

まもなく委員会の方を開始いたしますけれども、その前に資料の方のご確認の方、お願いいたします。お手元の方に資料一覧の方をお配りしてあろうかというふうに思います。その中で本議会の表紙の部分が付いているもの、及び資料 1 から 4 までをご確認をお願いいたします。また、この資料一覧の方から少し漏れておりますけれども、山根会長が持って来ていただきました A4 の綴じたものがございます。「高知県食品衛生監視指導計画の案について」ということでお配りしているものがありまして、全部で 6 点ほどお手元の方にいっているかというふうに思っておりますので、ご確認の方、お願いいたします。委員の皆さま方、資料の方は大丈夫でしょうか。

それでは定刻となりましたので、ただ今から高知県食の安全・安心推進審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます、食品衛生課の松岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この審議会は平成 18 年 2 月から開催しており、今回で通算 11 回目。平成 22 年度の審議会としては 2 回目の開催となります。当審議会には 20 名の委員がおいでですが、本日は黒岩委員、津野委員、澳本委員、田中委員が所用のため欠席されております。また、久保田委員の方は少し遅れているという状況ですが、15 人のご出席をいただいておりますので、高知県食の安全・安心推進条例第 30 条第 3 項の規程に基づき、審議会の委員数の過半数に達しています。このことから会議が成立していますことをご報告いたします。なお、本日の会議につきましては、公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、関係課の方も出席名簿にありますように、県、並びに高知市の食の安全・安心に関する各課が出席しております。

それでは次第に基づき進めさせていただきます。まず、健康政策部、坂東部長より皆さまにご挨拶を申し上げます。坂東部長、お願いいたします。

(坂東部長)

皆さん、こんにちは。それでは食の安全・安心推進審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は委員の皆さま方には、年始めの何かと大変お忙しい中をご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆さま方におかれましては、日頃から県の食の安全・安心に関します施策にご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りしまして心よりお礼を申し上げます。

さて、平成 19 年 2 月に策定をいたしました、「高知県食の安全・安心推進計画」に基づ

きまして、これまで食の安全・安心を確保いたしますための施策とか、あるいは食の安全・安心対策の推進などに取り組んで参ってきたところでございます。

しかしながら、来年度をもちまして、現在の計画の 5 ヶ年が終了することとなっております。県といたしましては、これまでの計画に対します取り組みを総括をいたしますとともに、来年度には改めて第 2 次の 5 ヶ年計画を策定をしまして、引き続き食の安全・安心の確保に取り組んで参りたいというふうに考えております。また、先ごろは委員の皆さま方に対しまして、本審議会の運営等につきましてアンケート調査をさせていただいた方でございますが、数々の貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、後ほど事務局の方からご紹介をさせていただきますけれども、県といたしましては、皆さま方からいただきましたご意見に対しまして、真摯に後日、メンバーとともに対応をして参りたいというふうに考えておりますけれども、今後ともどうかよろしくお願いを申し上げます。

本日はこうしたことなども踏まえながら、来年度の第 2 次の 5 ヶ年計画の策定につきまして、ご審議を賜りたいというふうに考えております。なにとぞ適切にご審議、ご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりまして簡単ではございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

(松岡チーフ)

坂東部長につきましては所用にて、これをもって退席をさせていただきますことをご容赦願いたいというふうに思います。それでは、これから先の進行は、県食品安全安心条例第 30 条第 2 項の規程により、山根会長にお願いしたいと思います。山根会長、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(山根会長)

一言ご挨拶申し上げます。今日は本当に寒い、そして、いろいろお仕事、ご多忙の中を委員の皆さまには、ご出席いただきましたことを心から感謝申し上げます。また、関係課の 11 課の皆さま方には、相変わらず陪席をいただきまして、真摯にこの審議会の推進をご支援いただきますことを、心から感謝を申し上げます。年末はきっと、年頭、皆さま、ご家族お揃いで新しい新年をお迎えになったと思いますが、日本の現在の状況は、青年が希望を持って生きる日本でなくなり、存在感が国際的に大変薄れ、先ほどのニュースで高知県下の大学生、4 年生の卒業予定者の就職率が 10%下がって 45%。大変暗澹たる状況でございますが、しかし、その中でなおかつ、私どもが使命を尽くしていきたいのは、今日のこの審議会、命と健康に人生全てのステージにわたって関与する食の安心・安全であろうと思います。

そのほか男女共同参画、あるいは人権委員会の手伝いもさせていただいておりますが、いずれも高知県民の未来にわたる幸せにつながる、大変重要な審議会だと認識しております。

す。今日は是非、忌憚のないご意見を賜りたいと心からそう願っている次第でございます。では、ちょっと座らせていただきまして、進行をさせていただきたいと思います。審議会運営規程第3条第2項に基づき、私の方から議事録署名人を指名させていただきたいと思います。RKC調理師学校の三谷委員様、社団法人高知県食品衛生協会の井上委員様のお二方をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速ですが、まず最初に次期推進計画の準備について、事務局より推進計画策定のスケジュールを中心にご説明をお願いしたいと思います。では、溝渕さん、よろしくお願いいたします。

(事務局)

食品・衛生課の溝渕と申します。よろしくお願いいたします。では、座って説明をさせていただきますと思います。次期「高知県食の安全・安心推進計画」の準備についてということでお時間をいただいておりますが、その前にこれまでの「高知県食の安全・安心推進計画」の策定までの流れについて、順を追ってお話をさせていただきたいと思います。「高知県食の安全・安心推進計画」の策定の趣旨なんですけど、これは平成17年10月に「高知県食の安全・安心推進条例」というのが制定をされました。そして、同11月に施行となっております。条例の第7条第1項により、食の安全・安心の確保に関する取り組みの総合的、かつ計画的な推進を図るため、推進計画を定めるものとされています。

そして、策定の経過なんですけれども、この推進計画は審議会の意見を聞くと共に、県民からの意見も反映させて策定したというところが、特徴となっております。そして、第1回の審議会を平成18年の2月に開会しまして、知事から審議会の方に諮問。簡単に言いますと、審議会に対して計画を作れという話がありました。そして、第3回18年の10月には、その推進計画の案についての審議を行いました。同11月には、その案についてのパブリックコメントの募集がされました。第4回の審議会では、平成19年1月の開催ですが、審議会から知事の方に推進計画についての原案についての答申が出されました。これも簡単に言いますと、審議会から「この計画でどうでしょうか」というようなことです。この第4回までの審議会、ここまでが第1次の推進計画ができたところになります。

実際の推進計画の内容についてですけれども、ちょうど皆さま、お手元にブルーの冊子、推進計画の冊子、お手元にごございますでしょうか。

冊子の6ページ、7ページを開けていただきますと、ここに推進計画の体系が載せてあります。この推進計画の体系に沿って今日は会次第の2番目として、第2次5ヶ年計画の総括に向けてというお話を、私の方からさせていただきますが、こういった体系に基づいて推進計画の方は、計画されております。資料の方の2ページを開けていただきますと、主要な取り組みについて。これは5ページの方に載せてあります。主要な取り組みは4つありますが、法令順守、そして、高知の農林水産物の生産・供給の促進、自主衛生管理の推進、情報や意見交換・相互理解と協働の推進ということになります。

そして、実際計画ができてから、どういったことで審議会が開催されてきたかというのが、以下の表になっています。これは、計画ができてから推進審議会の役割としては、計画の進行、管理というのが役割となってきております。今回は11回目にあたります。予定ということで載せてあります。資料の3ページを見ていただきますと、食の安全・安心推進体制ということで、図がありますが、この「高知県食の安全・安心推進計画」の中では、消費者、食品関連事業者、行政が対等な立場でのコミュニケーションをするということが前提となっています。消費者は食に関する知識と理解、安全に考慮した行動。食品関連事業者は、第一義的な責任の認識、安全・安心確保のための取り組みを行う。食品関連事業者から消費者には、安全・安心な食品の提供をされるというふうに、それぞれの役割があります。それが1枚の図になっています。

消費者、食品関連事業者、行政の間で意見交換、情報提供というのが全ての間で双方向の矢印で結ばれていますけれども、ここが一つ、対等な立場でのコミュニケーションという辺りになります。下の方を見ていただきますと、信頼という文字が大きく載っておりますけれども、これは、相互理解というふうに言い換えることもできます。行政、食品関連事業者、消費者の相互理解、信頼と協働による食の安全・安心の確保を図式したのがこの図2ということになります。真ん中より少し下に行政というのが載っておりますけれども、生産から消費までの食の安全・安心確保に関する施策推進とあります。施策の推進ということで、次のページに続いていきます。

生産段階については、行政からは研究開発、指導、支援、情報提供という矢印が下りています。製造・販売段階には、監視指導、情報提供。消費段階には、啓発・教育、情報提供の矢印が下りています。これが、簡単に見れば、行政からの施策の推進ということになります。左の生産段階から製造・販売段階、右の消費段階。左から右に移っていくその過程が、生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保ということになります。最終的には、安全・安心な食生活にこれらはつながっていきますが、この根底には、文字にはしていませんが、県民の健康の保護が最も重要であるという視点があります。少し長くなりましたが、ここまでが審議会推進計画の概要、流れということになります。

それでは、この次期推進計画の準備について、この項目でお話したい点については、資料の5ページに推進計画策定のスケジュールということで、図を作っています。今回の審議会、平成23年1月18日なんですけれども、※をして1次計画総括の方向性について意見をいただくとあります。まさに今回の審議会の役割、位置付けというのは、この1次計画総括の方向性について、審議会の委員さんから意見をいただくということになります。次期計画を作らなければいけないというのは、何度かお話をしてきましたけれども、元の計画の総括があつて次の計画ということになります。ただ、今回まだ5年計画で5年回っておりませんので、今回の総括については向けてとありますように、あくまでその方向性ということになります。今回の審議会、その後なんですけれども、まずは関係課の方で具体的な総括の方を行います。総括の素案の作成、作業がスタートすることになります。そ

の作業が進み総括ができた段階で、関係課の方で次期計画の素案を作成いたします。そして、その関係課の作った素案を元に事務局が取りまとめて、事務局案というのを一定作成をいたします。

次に意見交換会というのが、出てきますが、ここは第 1 次の計画では、審議会の方で案を練って、その上でパブリックコメントをいただきましたが、今回の計画については、地域での意見をもらうというのを、大きな目玉というふうに考えております。そういった意味で意見交換会を開催いたします。この時期が平成 23 年 8 月末までというふうに考えております。この平成 23 年 8 月末というのを逆算しますと、関係課の方で次期計画の素案を作成するのが 5 月末。事務局がその素案を取りまとめるのが 6 月末というふうな逆算になります。意見交換会、いきなり地域に出て「こんな計画を作りましょう」と言っても、なかなか議論も進まないと思いますので、議論が進んでいくためには、意見交換会用の計画案の概要版というのを作ります。

9 月末までには、事務局案の方を意見交換会で出た意見によって、修正をかけます。そして、平成 23 年度の 1 回目の審議会、10 月を予定をしてありますけれども、この 10 月の第 1 回目の審議会の時に、総括の評価を行います。総括案の趣旨を確認し合う。そして、それと同時に理事から審議会に計画を作るように、諮問を行うということになります。そして、答申案を作りまして、その答申案をもってパブリックコメントの募集ということになります。2 回目の審議会、24 年の 1 月末に審議会から知事への答申。そして、公表、策定をした推進計画についての公表が 2 月。そして、3 月に推進計画の普及啓発媒体の作成を行う。このようなスケジュールを考えています。ですので、今日、推進計画の総括のお話を皆さんとしていくのですけれども、まず、今日の審議会の位置付けという辺りを皆さんに押さえていただきたい。そういった趣旨からこのスケジュールについて、ご説明させていただきました。

(山根会長)

どうも、ありがとうございました。ご質問等については、後ほど意見交換の所で一括してお願いをしたいと思います。特にこの審議会の立ち位置、それから、これからの流れ等について、ここだけはちょっと聞いておきたいというようなご意見がございましたらどうぞ。ありませんか。全事務部局と私と意見交換をさせてもらいまして、再確認ですが、PDCA スパイラルと。よくこれは知事さんも仰っているところですが、プラン・ドゥ・チェック・アクションの螺旋系の階段を登るように、建設的に計画目標ターゲットをきちっとしながら評価をし、そして、次の階段に登っていこう。1cm でも 2cm でも高まっていこう。ハーバードのビジネススクール等で企業に対して、行政に対しても提起されている手法でございますが、これをやはりキチッと踏みましようということで、確認をさせていただきました。したがって総括、つまり評価をキチッと、委員の皆さま方にしていきたい。その点が第 1 点でございます。

それから、第 2 点は真ん中辺に先ほどお話がありました意見交換会というのを入れました。これはトップダウンで県庁の方から起こしていく。そして、市民の方々は、「あれは県庁の事業だ。私どもは知ったことではない」これでは前に進みませんので、ボトムアップ、草の根に生きる生活者の視点からの、これも委員さん、そういう代表の方に出ていただいていますけれども、トップダウンとボトムアップ。底上げをしてから積み上げていく方式を、今回はキチッと取ろう。その点が第 2 点の確認でございます。実はこれは、男女共同参画計画作り、推進作りで今日、課長さんが見えておりますが、大変なご英断で県下、3 箇所か 5 箇所、タウンミーティングを打って出てやっていただいております。そこで出た意見を新しい 3 計画に生かそうと。そういう取り組みが各審議会で精力的に進んでおりますので、この審議会でもそういうふうにしていこうということでございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日のメインテーマであります、第 1 次 5 ヶ年計画の総括に向けて、それについて事務局よりご質問、お願いします。

(事務局)

引き続き、事務局の溝渕の方からお話をさせていただきたいと思います。資料の方は、資料 2 を使わせていただきます。資料の 2 の 1 ページ目に食の安全・安心のための基盤づくりというのが最初に出てきます。ちょうど先ほどご説明しました冊子の 6 ページに、推進計画の体系図がありますけれども、6 ページの左上の方に危機管理体制の整備という項目があります。食品の危機管理に関するマニュアルの整備と運用という目標になりますが、これについては実績の表の中に、関係課が連携し、取り組んでいるというふうに記載してありますが、実際にマニュアルについては、いろいろな問題に応じて、臨機応変に対応できるようなマニュアルの整備を進めているところであります。

次に、病原性鳥インフルエンザ監視についてなんですけれども、この鳥インフルエンザについては、皆さまにアンケートした中でも、食の不安の対象として、鳥インフルエンザを挙げてくださった委員さんもおいでしましたので、担当課の方からご説明をさせていただきたいと思います。

(畜産振興課)

畜産振興課で家畜を主に担当しております谷本と申します。それでは座って説明させていただきます。

民間からのアンケート調査にもありましたように、高病原性鳥インフルエンザの発生が、県民の方に不安を与えないために取り組んでいくことについて、説明していきたいと思っております。鶏肉や鶏卵につきましては、そもそも食しても安全である。あるいは人への感染は滅多にないことということが知られておりますけれども、この病気は県内に発生が広がる。あるいは、常在化することによって県民の方に不安を与えないように取り組んでいること

について、説明していきたいと思います。家禽の農場に対しましては、消毒や野鳥の侵入防止。この徹底が重要でございますので、渡り鳥の飛来を迎えます昨年10月から数回にわたりました、文書による啓発指導を行うとともに、それらが農場でしっかりやられているかどうか。家畜保健所が農場に立ち入って確認をしているところでございます。しかしながら、こういった取り組みの間、島根県での家禽農場での発生。鳥取県や富山県、あるいは鹿児島県などでの野鳥の糞入れなどがございましたので、それぞれの発生を受けまして、改めて周知徹底を図りながら、進めているところでございます。また、家禽農場以外の小さな規模での進行。あるいは自家操業、愛玩用の鶏の飼養者の方々に対しましても、生産者の団体でありますとか、市町村さんの協力も得まして、同じように消毒や野鳥の侵入防止対策について、普及啓発や周知徹底を行っているところでございます。また、富山県での発生例につきましては、動物園での発生でございましたものですから、疑い段階でございました12月17日に県内の動物園に対しても、注意喚起を行ったところでございます。

今までは、侵入防止の対策の徹底ということでしたけれども、万が一に高知県の農場で発生した場合の対応でございますけれども、感染拡大。常在化などを防ぐためには、初期の対応が極めて重要であるという認識をしております。このため改めて整備をしております、防疫作業のマニュアルでありますとか、マンパワーが必要でございますので、動員表に沿いまして、速やかに処分が進められるように。あるいは消毒が進められるようにして、被害を最小限に食い止めるという取り組みをしております。また、非常時防疫研修。これを11月の29日に実施しまして、これらの対応が迅速・的確に実施できることを確認しているところでございます。畜産振興課の説明を終わらせていただきます。

(事務局)

引き続き事務局の方からご説明を続けます。資料2の2ページを開けていただきますと、「調査研究の推進」ということで、また冊子の6ページの上から2番目の項目として載せてありますが、危害物質のモニタリング調査という項目が最初に出てきています。このモニタリング調査。よく聞かれる言葉だとは思いますが、今一度どんなことかというのをご説明させていただきます。モニタリング調査というのは、検査対象の実態を把握するために行う、日常的、継続的な調査を指します。監視・観察の意味を持ちます。

危害物質のモニタリング調査としては、保健所が実施します県内流通品についての残留有害物質。残留農薬ですとか、それから動物用医薬品等の検査。そして、漁業振興課の方で実施しています、貝毒プランクトンの発生状況についての検査や、貝毒検査。この二つを危害物質のモニタリング調査として、計上しています。この貝毒自体は皆さんご存知とは思いますが、貝毒を起こさせる原因のプランクトンを食べることで、貝の中で毒素が蓄積されて貝自体が毒化するというものです。それについての監視として、貝毒プランクトンの発生状況のモニタリング調査があります。もともと漁業振興課で、貝毒プランクトンの発生状況についてのモニタリング調査を行っていたんですが、平成21年度から

は検査体制の充実ということで、土佐清水や宿毛、大月にも調査対象を増やして実施をしているということです。そして平成 22 年度からは、貝毒自体の検査も始めました。

残留有害物質のうち、保健所の行っています流通品についての残留農薬の検査や、動物用医薬品についての検査はどのくらいやっているかと言いますと、ちょうど平成 20 年度以降ですけれども、大体年間 150 件検査を実施しております。中身を見てみました。違反率は、計画の当初、平成 19 年度は 0.4%という数字だったんですけれども、平成 22 年度は 12 月末現在で 0%です。違反については販売店等に対して、速やかな指導を行って改善を図っていきました。なお、残留農薬の検査といっても、ここで計上していますのは流通品についての検査ということになります。生産段階における検査については環境農業推進課で実施しています。

次に「安全・安心な農林水産物の生産・加工等に関する研究」ということで見ていただきたいと思いますが、これについては実績を見ていただくと、計画どおりということで記載がされてありますけれども、中身を担当課でコメントしていますので、掻い摘んで説明させていただきます。平成 22 年度までの状況については、農業技術センターの方でピーマン、シシトウ、ナスなどの環境負荷低減型病害防除技術、土着天敵を中心とした各種天敵類の利用技術、ニラの土壌病害防除技術に関する研究というのを実施し、病害防除コントロールの有用性など、新たな知見を得ました。また農業技術センターと果樹試験場との共同研究によって、ナシの総合的病害防除技術に関する新知見を得ました。22 年までの実績を挙げていますが、23 年度以降も、引き続き農業技術センター、果樹試験場が技術開発を行うということを記載しています。

次、3 ページに移りますけれども、食品衛生に関する研修会の開催についてですが、これについては開始回数自体は既にいわゆる目標値を達成できているんですけれども、食の安全・安心への関心というものは高まっておりまして、業務の質というものは従来以上のものが求められるようになっております。また進歩する食品の加工技術や、分析検査技術に対応できる研究者を育成するために、ベテラン職員が蓄積してきた専門職としての技術の継承も不可欠です。ですので、平成 22 年度から実地研修というのを取り入れました。従来は研修というと、会議室で座学として対応してきたんですけれども、22 年度から実地研修を取り入れて、取り組んでいます。HACCP による衛生管理を指導するために国が承認する HACCP の施設や、県版の HACCP の認証施設。そこに行って実地研修を積むということを、22 年度 7 回。見込みも含みますけれども、7 回実施しました。検査についても、県の保健所が全て検査をしているわけではなくて、検査業務のない保健所というのがありますが、その保健所の職員も、検査を実施している保健所の方に行って、実際の検査の機会を利用して研修を受ける。そういった内容の研修を年間 4 回実施しました。

次に「生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備」。これについては、体系図としては冊子の 6 ページの真ん中より少し上に載せてあります。「生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備」。ここでは、農薬の適正使用指導について載せてありますが、農

薬取締法違反による出荷の自粛。生産履歴の記帳率。マイナー作物の農薬登録データの作成ということで、三つ項目が挙がっていますが、農薬事故ゼロを目指してJA等の購買や販売担当と連携して、生産者への農薬の適正使用や生産履歴記帳の意識啓発と徹底を行い、安心系の設置を進め直販農家への指導の強化を図りました。さらに営農指導員の研修を実施するとともに、販売窓口での啓発や確認、指導を強化し、農薬事故が発生しないように予防に努めました。その結果、生産履歴記帳率が91%に高まるとともに、農薬取締法違反による事故数も減少をしてきました。一方、シシトウなどのマイナー作物に対する農薬の登録拡大も積極的に行っており、この計画の期間中にデータ作成に取り組んできた農薬のうち、20農薬程度が適用拡大される予定です。

4 ページになりますけれども、「環境保全型農業の推進」ということで、この報告については担当課、環境農業推進課の方から説明します。

(環境農業推進課)

環境農業推進課の岡林と申します。どうぞよろしく申し上げます。先ほど事務局の方から説明もありましたが、高知県の農産物は毎日、今10tトラックで30台、北海道から九州まで送られています。それからピーク時になったら、大体10tトラック70台の農産物が全国に供給されています。その安全・安心をどう確保するかということです。

ほど、生産段階における安全確保という意味では検査の重視とかはありますが、まず作る農家の段階できちんと、絶対、事故が起こらないようにしていくことが大事だということで、取り組みを進めています。それで、このページに書いております「こうち環境・安全・安心チェックシート」というのは、まさに農家に安全・安心のためのPDCAをやってもらおうという取り組みです。ちょっと手元に持ってきたんですけど、この黄色いやつが、全部の農家にこれをやってもらうように勧めているんですけども、自分の農作業の点検ということで、肥料を適正に使うとか、それから農薬を適正に使う。それから、ちゃんと衛生管理をチェックするとかいうような、九つの大きな点検項目を構えていまして、これを農家に実践してもらうという取り組みを進めています。

今、全国的にも農水省としても全国で勧めておるんですが、高知県は全国トップの普及率で、大体60%ぐらいの農家の方がこれを実践してくれているという状況になっています。それから、さらに農家がそういう生産段階で安全・安心を担保した上で、農家が収穫したものは農協の出荷場に運ばれます。出荷場で農協の職員さんが、農家の運んできたものを選別したり選果したり、それから箱詰めしたりパッキングしたりする。トラックに乗せるまでの衛生管理・安全管理をチェックすると定めた「みんなの出荷場の点検」というこのシートを、全部の農協、全部の出荷場にやってもらうように推進しております。これも今、16JA中13JAに普及しており、もうちょっとで100%達成になっております。

それから、今まで話したのは県外向けの、高知県から全国に行く農産物の安全・安心ですけど、もちろん県内で生産して、県内の消費者の方が消費していただく県内流通もあり

ます。その県内流通で実は、今凄く増えているのは直販です。県下で 140 カ所直販店があります。それからスーパーなんかでも、インショップと言いましてスーパーの中に直販を取り込んだコーナーが凄く人気があって、皆さんもお買い物の時に利用されると思います。その直販所に対して、この直販の農産物のマナーという PDCA を農家が自ら実践するチェックシートを作りまして、全部の直販所に今、普及するように勧めております。

こういう取り組みを通じて、農家自身の意識を改善するというか高めてもらって、より一層、安全・安心に対して農家自らが積極的になってもらって県内の農産物は全部安全・安心と。それから、県外に送られるものの安全・安心は当然ですし、県内で流通するものについても、安全・安心は当然というような体制をつくっていくように取り組んでまいりました。本当に全国のトップランナー。環境保全型農業のトップランナーを目指して高知県は取り組んでいますので、まだまだ十分でないところもありますが、一応、全国的に見ると本当にトップで安全・安心への取り組みが進んでいると思っております。ちょっと簡単な説明ですが、以上です。

(事務局)

引き続きまして、資料の 5 ページに移ります。「安全・安心な畜産物の生産及び供給」ということで、「産業動物診療獣医師に対する指導率」。「畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率」。「牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率」。この三つの項目については毎年度、100%を維持している状況です。それに加えて、自衛防疫実績。ワクチン接種についてですけれども、これについても常に最終目標であります牛、豚、鶏の頭数に最終目標に達しています。その結果、平成 19 年度以降、次のような好ましい状況を維持しております。動物用医薬品の不適切な使用による残留等がなかったこと。牛トレサビリティー法に基づく牛の耳標装着と出生・移動報告について、故意による不適正な届出などの事案がなかったこと。ワクチン接種の不徹底などによる、伝染病の発生がなかったこと。これは成果ということで計上しています。

資料の 6 ページへ移りますと、水産物市場の衛生確保。これについては、合併・流通支援課の方からお願いします。

(合併・流通支援課)

合併・流通支援課の松村と申します。よろしく申し上げます。合併・流通支援課では、水産物市場の衛生確保ということで、水産物産地市場の衛生管理体制の構築推進ということで、まず魚を漁師の皆さんが漁獲をしてきて、まず最初に水あげをされる所。水産物市場といいます。そこの衛生管理体制の構築ということで、取り組みをしてまいりました。そこの「総括に向けて」というところの枠内に 4 点ほど書いておりますが、まず、すくも湾中央市場におきましては、社団法人 大日本水産会という所が実施します「優良衛生品質管理市場認定」ということで、これは衛生管理に積極的に取り組む産地の市場を評

価、認定してその取り組みを今後普及するという趣旨で、社団法人の大日本水産会という所が認定を行っている制度ですが、その取得に向けて具体的なアドバイスを行ってまいりました。ここにつきましては、まだ申請の準備中ということですが、県内でも早い段階で取りたいということで今、準備を進めておるところです。

それから2点目につきましては、「高知県漁協に委託をし」ということですが、県下1漁協を目指して、合併をしてかなりのエリアをカバーしております高知県漁協に委託をしまして、そのうち県内の二つの市場で直接職員を配置をしていただきまして、市場内の洗浄とか、そういったものを含めた衛生管理というものをやっております。具体的に言いますと、市場の職員に対する衛生教育とか、あるいは清潔度のチェック。あるいは、床面の洗浄とか。その他、タバコだとか、空き缶だとかいったものを投げ捨てるなどの非衛生行為とか。そういったものを監視・警告をしていただくということをやっております。その結果、市場の中での衛生面の向上が図られて、先ほど言いましたタバコのポイ捨てなんか減ったとかというような改善が、なされているという報告を受けております。

それから三つ目の点につきましては、「県内6市場において」ということで、東からいうと室戸、室戸岬、加領郷、それから須崎、佐賀、清水という拠点となる市場がありますけれども、そちらの方で市場の衛生管理についての講習会を開催をいたしております。内容につきましては、主に施設とか設備とか、機械等の衛生管理、従業員の衛生教育。それから鳥とか虫とか鼠とかの侵入防止。それから、廃棄物の処理等々の衛生管理など、一般的な衛生管理ではありますが、そういったものの徹底についての学習を行っております。特に、今言いました六つのうち、土佐清水につきましては来年度からの新しい市場の建設を行いますので、先ほどすくもの方でお話をさせていただきました、大日本水産会の優良衛生品質管理市場の認定を目指して、そちらの説明も重点的に行いまして、市場での衛生管理についての意識付けを行っていております。以上です。

(事務局)

続きまして、水産用医薬品の適正使用・指導の実施ということで、巡回指導、講習会及び文書指導等を通じて、養殖業者に対する水産用医薬品の適正使用に関する指導の徹底を図ることにより、養殖水産物の安全・安心の確保に努めています。それにプラス経営体の数なんですけれども、当初と比較すると、平成19年度180経営体だったのが、21年度の状況では207経営体というふうに、経営体の数も増えてきています。その結果、水産用医薬品の不適正な使用等は確認されていません。

7ページに移りますが、7ページには「食品営業者及び製造施設等に対する監視指導」ということで、食品衛生監視指導計画の改善指導達成率について載せてあります。食中毒や食品事故等の発生リスクによりランク分けをして、食品衛生監視指導計画を策定し効果的かつ計画的な監視指導に取り組んでいきます。当初からこの100%の計画で、実績も100%

んですけれども、当初から目標に達してはいましたが、この最終的な目的というのは、実は施設の改善ということになります。その施設の改善ということで見ますと、圏域の状況で示すと次のようになります。年度により若干の変動というものはあるんですけれども、施設の方に立ち入りをしてどういった指導をしたか。指導をしたら改善をさせるわけなんですけれども、食品衛生責任者の設置及びその提示、製造・調理施設等及び便所への手洗い・消毒液の設置について指導を行って、これらの指導というのは若干バラつきはあるものの、コンスタントに行っている指導です。その都度、施設の改善を図っていきたいという状況です。そして、この鼠族・昆虫の防除設備に関しては、最近改善した施設というのが増加傾向にあります。平成19年からどういったことを指導してきたか、指導してきたイコール改善してきたということになるんですけれども、そういった報告でした。

食品営業者等の自主衛生管理体制の推進・支援ということで、食品営業者等を対象とした食品衛生に関する講習会の開催についてですけれども、衛生部局と産業振興の部署が連携して、「高度衛生管理手法」をテーマにするなど、具体的かつ効果的な内容で実施してきました。食品営業者に対する講習会というのは、従来ですと衛生の部局が担当して行ってきましたが、た21年度以降、衛生部局だけではなくて、産業振興の部署と一緒に連携をとりながら実施をしてきたというのがあります。また、食品営業者等を対象とした生産管理、高度化に関する研修の開催というのがありますが、これについては産業振興の部署であります、地産・地消外商課の取り組みなんですけれども、平成22年度から食品・衛生課や工業技術センターと連携して研修会を開催した結果、自主衛生管理マニュアルを定めた生産管理の取り組みが、徐々に浸透してきつつあります。

それから、食品表示に関しても関連部署と連携を図りながら、ふるさと雇用制度を活用して食品表示に関する相談窓口を設置しました。食品衛生指導員を養成して営業施設への巡回指導を行っていただきます。その巡回指導を通して食品衛生意識の向上や自主衛生管理の推進に努めています。見ていただくとすぐ分かると思いますが、数値目標を設定した平成19年度の段階で、巡回指導の件数というのが大きく後退をしています。その原因については、分析しなければいけないことですが、19年度の段階で巡回指導の件数が大きく後退し、その後も巡回指導の件数というのは後退を続けていまして、23年度の最終目標は現実的に達成するのは難しいというような状況にあります。

続きまして資料の8ページに移ります。食中毒予防についてですが、食中毒発生件数0。上に表がありますけれども、その下の端の食中毒発生件数0件を達成するための取り組み目標というのが、その上にあります監視指導ですとか、広報媒体やホームページによる普及啓発。食品衛生に関する講習会の開催というようなものなんですけれども、これらの取り組みの目標については概ね目標には達していますが、最終的な目標であります、食中毒の発生というのは0件には抑えられていないのが現状です。特に、ノロウイルスによる食中毒が毎年度発生していて、このノロウイルスによる食中毒については、特に警戒が必要です。さらに効果的で重点的な啓発指導というのが必要とされてきます。これについては、

引き続き衛生指導、営業先に対する衛生指導は勿論ですけれども、一般の方にも啓発、普及を進めていく必要があります。

9 ページに移りますと、農産物の残留農薬検査というのが載せてありますが、生産・出荷段階での検査数。農薬についてですけれども、生産・出荷段階での検査数ですが、県が行うこの検査ですけれども、200 検体というふうに平成 19 年度から実績が挙がっていますけれども、この 200 検体の中で違反事例というのはありませんでした。ただ、JA グループ、農協のとありますけれども、2000 検体行っている検査の中では、21 年と 22 年度にそれぞれ 1 件の違反事例というのがありました。次に BSE 検査についてですけれども、24 ヶ月以上の死亡牛の BSE 検査について、県内の対象牛、全頭に対して検査を実施できたという状況です。資料の 10 ページに移ります。

貝毒発生時等における一般消費者等への迅速な情報提供の実施という項目についてですが、これについて漁業振興課から説明させていただきます。

(漁業振興課)

漁業振興課の漁崎です。座って説明させていただきます。先ほど事務局の方から説明があったんですけれども、漁業振興課の方では、アサリ等の二枚貝の食品としての安全性を確保するため、貝毒の原因となるプランクトンの調査と、貝毒検査を行っています。平成 20 年度までは、野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾などの県内中央部においての調査を中心に行っていました。検査体制を拡充するため平成 21 年度からは、土佐清水と宿毛、大月地区で貝毒プランクトンの調査を開始しております。また、今年度からは、貝毒の検査も実施しております。そうしましたところ、平成 22 年 7 月 14 日に宿毛湾で採取されましたヒオウギから、基準値を上回る麻痺性貝毒が検出されております。そのため関係市町、漁業協同組合、保健所などと連携して、一般の方や魚介類の販売業者への情報提供を行うとともに、生産者に対しては、出荷の自主規制を呼びかけております。

なお、その後、この貝毒につきましては、8 月に入って検査したところ、安全性が確認されましたので、8 月 18 日に規制を解除しております。貝毒の危険防止対策につきましては、このようにモニタリング調査や貝毒検査、貝毒発生時の連絡体制が整っておりますので、引き続き、関係機関と連携して食の安全性の確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

(事務局)

引き続きまして、食品衛生監視指導計画に基づく、食品の検査率についてですが、実績自体を見ると目標を達成ということが言えると思いますが、ただ、これもまた違反率について見てみますと、平成 19 年度当初、違反率 1.0%というような状況だったんですけれども、12 月末現在、22 年度の状況としては、1.18%という状況です。違反が出たら、その違反のままでは放置はしませんので、速やかに指導を行いますので、実際、検査をして違反

が出て、年間延べにしたら 20 ないし 30 施設の改善ができるということになります。と畜場に搬入される牛に対して定める BSE 検査率。と畜場に搬入された牛について BSE 特別措置法に基づく定められた検査と 20 ヶ月以下の牛について検査を実施しています。実績を見ていただくと、100%という実績です。

資料 11 ページに移ります。11 ページには表が二つありますが、下の関係機関による合同の食品表示監視指導についてでも、JAS 法所管課と食品衛生法所管課による合同監視についてですが、直販所や量販店等食品事業者を対象にして合同監視を実施しましたが、この合同監視は食品衛生法を所管する県の保健所と、JAS 法を所管する流通支援課、畜産振興課、合併・流通課の方で連携をして実施をしました。表示率の悪い事業者においては、店舗調査をして店舗を通じて製造者等の表示責任者に連絡を取って、記載例に基づき見直しが行われなど、継続的な取り組みにつながりました。合同監視を行ったあと、継続的な取り組みにつながったという事業所も出てきていまして、食品表示に関する法令順守の意識というのは向上しています。

景品表示法所管課と JAS 法所管課による合同監視については、景品表示法所管課の県民生活・男女共同参画課の方から補足して説明していただけますでしょうか。

(県民生活・男女共同参画課)

県民生活・男女共同参画課の武政と申します。よろしく申し上げます。恐れ入りますが、説明は座ってさせていただきたいと思っております。当課の業務の一つとしまして、消費生活を担当しております。その消費生活といってもいろいろ幅広いんですけど、その中で食品に関します、先ほど説明がありました、更に景品表示法に関します、その JAS 法所属課との合同監視について、ここでは説明させていただきたいと思っております。11 ページの総括に向けてという枠の中の「・」の下半分の部分でございます。景品表示法所管課と JAS 法所管課による合同監視ということで、まず、件数ですけれども、平成 19 年度は 1 回と(内指導 1 回)、平成 20 年度に 5 回(内指導 4 回)、平成 21 年度に 3 回(内指導 2 回)。JAS 法担当課と合同調査を行っております。

ちなみに 21 年度の 3 件というのをご報告しますと、一つはインターネットの販売の中で商品の説明のところに根拠がないにも関わらず、有機とか無農薬といった表示があつたといった例でございます。それから、もう一つはティーバック。お茶ですけれども、の原材料の表示が商品説明において、実際には中国産を使っていたんですけども、商品説明は国産であるかのような説明がされていたというものでございます。それから、もう 1 点ですけれども、うどん、ソバ。うどんとかソバの原材料表示が適正でなかったと。そういった例もございました。そういった例ですけれども、調査に入りまして不適正な例が見つかった場合においては、指導とか多くなっております。

当課の指導につきましてはここに書いてますけれども、全ての商品について表示を点検し、不適正表示を速やかに是正するとともに、製造工程の管理や表示のチェック体制について

の見直し、改善をすることといったことを文書、あるいは口頭で指示しております。それに対して事業者の方から不適正表示の再発防止に係る体制の見直し等について、改善報告、そういったものを受けております。こういった指導、それから改善報告。こういったやり取りを通じまして、事業者の記事、表示に対する意識啓発も図られていくと。そういったことを考えております。今後も引き続きまして、関係部局、それから関係機関と連携して、事業者への指導を行って、食品表示の適正化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(事務局)

引き続き、12 ページに移ります。関連機関にある合同の食品表示研修会ですけれども、流通支援課、畜産振興課、合併・流通支援課、この JAS 法所管課、3 課を中心に食品衛生法、健康増進法など関係法令を併せて説明することで、事業者に食品表示全般の知識の習得、法令遵守の意識向上が図られ、個別相談、問い合わせの機会も増えるなど不適正表示の是正につながりました。次に食品表示ウォッチャーの数ですけれども、20 名のウォッチャーさんの数というのが、平成 19 年度から確保と言いますか、実績として 20 名。これが 20 名のウォッチャーさんの数が維持できたというふうに考えられますけれども、このことによって郡部等の事業所を幅広くモニタリングすることができ、食品表示の適正化につながりました。

食品衛生講習会開催時における表示に関する普及啓発について。13 ページの方にコメントが載っておりますが、事業者等からの要請に対応するなど積極的な普及啓発をしてきました。対象の方に応じて一律ではない啓発を行うことで、より効果的な知識の習得や法令遵守の意識の向上が図られました。その取組が不適正表示の是正につながりました。ただ、表示の知識というのは、業者の方にもレベルアップが図られてきたんですけれども、中に行政機関への表示の確認がないまま、県外へ流通しているという事例もあります。そのことによって県外の方で、不適切な表示として指摘を受けたという事例が、年間数件あります。その表示についての知識の普及というのは、勿論、必要な重要なことなんですけれども、それと同時に必要なことというのは、実際に表示をする場合のその表示についての確認というのを、行政機関の方へ相談してほしい。その相談をしなければいけないという辺りを徹底という辺りが、今後、重要になってくると思います。そういった部分の普及啓発についても必要が感じられる事例があります。

次に、7 ページの体系図の真ん中より少し上に、認証制度の推進というのがありますが、認証制度の推進の中でまず、エコシステム栽培に取り組む農家数についてなんですけれども、エコシステム栽培については、この冊子の 25 ページの方に主な認証制度の 1 つとして下から 2 番目にあります。コメントの方は掻い摘んで説明させていただきますと、平成 20 年度までは、このエコシステム栽培というのは、ナスなどの 4 品目だったのが、平成 21 年度には、青ネギとかキュウリなどにも広がっています。農家数や登録面積の増加。それか

ら、販売金額も増えていきました。平成 22 年度以降ですけれども、JA グループと県でエコシステム栽培の推進体制の強化というのが図られています。そして、平成 23 年度、ショウガ等でエコシステム栽培に取り組む農家数が大幅に拡大していく見込みということです。

14 ページに移りますと、高知県 E マーク商品認証制度による E マーク認証品目基準策定と商品認証の実績についてです。この E マーク商品の認証制度については、冊子の 27 ページをご覧ください。27 ページには認証制度を二つ載せてありますが、高知県の特色ある原材料を活かして作られた特産品に、この認証マーク、E マークというのを付けているのです。「優れた品質」「正確な表示」「地域の環境と調和」を満たす加工品の認証基準の策定と商品認証。この二つ。基準を作ることと商品を認定すること。この二つで取り組みを行っています。

次に、高知県食品衛生管理認証制度認証施設数についてですが、当初の目標は数平成 23 年度に 8 施設を認証ということでしたが、年間およそ 1 施設あるかないかぐらいのペースの計画だったということです。現在のところ目標には達しているんですけども、年間 1 施設の新規認証ということでは、制度としてはどうだったのかというのがあります。

現在は産業振興計画。その産業振興が追い風となって、工業技術センターを始め、関係部署との連携を取りながら取り組むことで、新規認証基準の策定、新規認証施設の認証を加速させることができました。21 年度以降、従来のペースからいうとスピードアップが図られている状況にあります。15 ページをご覧ください。危害情報等の提供に対する措置ということで、立ち入り検査を含んだ数値を載せてあります。県民からの相談等で情報が入ってきた場合は、速やかに対応するのが当然です。ただし、実際、危害の可能性を考えて対応しても、危害ではなかったという事例もあります。県民からの相談等に速やかに応じるということは、とても重要なことで相談者の安心につながる対応というのが求められています。安全だけではなく、安心につながる対応ということです。

JAS 法の所管課の方では、高知県食品表示監視協議会し、スムーズな対応が可能となりました。16 ページに移りますが、16 ページは食育の推進ということで、体系図 7 ページの真ん中に食育の推進とあります。朝食を食べる児童生徒の割合。それから学校給食における地場産物の活用。この二つについて、担当課のスポーツ健康教育課の方から説明をさせていただきます。

(スポーツ健康教育課)

失礼します。スポーツ健康教育課です。ここに朝食を食べる児童生徒の割合とございますが、少し、数が抜け落ちております。19、20、21 年度ですけれども、小・中は出ていますが、19 年度の高校生 73.7。申し訳ございません。20 年度、高校生 71.9。21 年度、高校生 75.7 という数字がございます。よろしくお願ひします。将来の健康づくりのために、食品を自ら選択して食卓を整える子どもの育成。早寝、早起きや朝ごはんに代表される望ましい生活リズムの定着に向けて、学校の教育活動全体で食育に取り組んできております。

地域によりましては、香南市でございますが、市内全小学 5 年生を対象に朝食作りの学習や家庭への啓発を行っておりまして、朝食摂取率のアップや朝食の内容の充実につながる実践も見られております。朝食の摂取割合につきましては、平成 14 年度から 22 年度にかけて、小学生では約 7 ポイント、中学生では 3 ポイント、高校生では 7 ポイントも増加しております。平成 22 年度では、小学生は 90 パーセントを超えておりますけど、あまり数字が伸びておりません。いずれの学年におきましても、23 年度の目標値に届いていない状態でございます。さらなる食育とその内容の充実についても、児童生徒ともに、保護者への啓発も継続していかなければならない状況でございます。

今後もより良い生活習慣の定着に向けて、さまざまな食育の一例の情報発信でありますとか、学校における計画的な指導体制の整備についての周知、また、個別的な課題を持つ家庭への個別の相談活動等に取り組んで、将来の健康づくりのために、食育を推進していくという必要があると考えております。

続きまして、下の欄でございます、学校給食における地場産物活用の割合を見ていただければと思います。学校給食では、子どもの時から地元の食材に関心を持ち、食べ物への感謝の気持ちを育て、自らが安全な食材を選び食することができる能力を育成する観点から、学校給食に地場産物を取り入れた食育を進めております。ところが、地場産物を取り入れた食育を推進するために、食育職能の体験学習、地場産物の安定供給体制の構築を図るネットワーク会、地場産物活用状況調査の実施、また、活用ならレシピ集の作成に取り組んできております。地場産物を活用した食育を進めることで、学校給食の担当者が、地場産物を活用するために、これだけの研究や工夫をしたり、地場産物を意識して献立計画に來ているようになってきております。

二つ目に、生産性や団体関係者が学校給食や、より安全、安心な食材に関心を持つようになってきております。三つ目に、地域の方々と一緒に体験学習を行うことで、児童生徒の地場産物や地元への関心が高まり、生産等に関わる人々への感謝の気持ちも育ってきております。今後も、児童生徒が安全な食材及び将来のより良い食事づくりができる力を育てるために、学校家庭地域の連携の下、地元の食材が安定的に使用できる体制づくり、また、家庭での活動の啓発にも継続して取り組んでいく必要があると考えております。ちなみに、40 パーセント以上の目標値に対しまして、44.4 と一応クリアはしておりますけれども、さらなる活用の中に取り組んでいただけると感じております。以上でございます。

(事務局)

農林漁業体験学習の取り組みが行われる調査の割合についてですが、各市町村で学校単位で食育推進等の活用により、子どもを中心とした体験学習、料理体験や農業体験といった体験学習の取り組みが行われています。17 ページに移りますと、高知県食育推進員の登録件数、土佐の料理传承人、組織及び個人の選別ということで、多くの方に食育推進員に登録していただいたことで、各地域の市町村や学校などで中心となり、食育推進活動を行

っており、県民の農林水産業に対する理解と関心を深めることにもつながっていきます。土佐の料理传承人の方々については、県内外の活用により、消費者の方々への伝承活動が図られています。

次に、食育に関心を持っている県民の割合と食事バランスガイドを参考に食生活を行っている県民の割合の2つについて担当課の健康長寿政策課の方からお願いします。

(健康長寿政策課)

健康長寿政策課、須賀と申します。ご説明させていただきます。私どもにはご覧の五つの柱で取り組みを進めてまいりました。一番目の食育推進計画については、平成19年度から5年間取組む県計画を策定しまして、学識経験者や、一般の県民の方などの外部員で構成する協議会にご意見を伺いながら食育を推進しております。市町村における計画の方も、平成21年度は、約3分の1の市町村で策定されておりまして、体験的かつ、計画的な食育活動が県内に拡大していると考えております。二番目の、地域における食育の推進については、高知県食生活改善推進協議会に継続した市町村単位での食育講座、スーパーなどでの食育イベントを企画しております。その開催数、参加者の数が増加していること、また、その活動の中で、食事バランスガイドを積極的に活用いただいておりますことから、県民への食育の啓発効果が高まっていると思っております。

次の、企業と連携した食育の推進については、スーパーマーケットなどの食育応援店として認定させていただき、食育の日、野菜や昼食の摂取向上を目指した行事のモデル旗を設置いただくことと、食育のルーフレットを設置いただくことによって、食育情報を発信しております。この取り組みは、昨年度から始めましたけれども、現在、109店舗までいただいております。今後、道の駅とか食飯店の方にも確認する予定でございます。また、ローソンなどのコンビニエンスストアなど、約200店舗でも卓上版のモデル旗を設置いただきまして、県民への情報発信を行っております。さらに、本年度は、サンプラザ様、サニーマーケット様、サンシャイン様、そして高知県食生活改善推進協議会とともに、野菜たっぷりキャンペーンというキャンペーンを実施いたしました。ヘルスメイトさんの野菜料理レシピを商品化して、スーパーで試食販売をしたほか、野菜の重要性や、一日五皿の野菜料理を食べることで、目標としている350グラムの野菜が取れるんだというように売場場のトップですとか、新聞での折り込みのチラシ、クイズなどによりまして、1カ月間、9月に集中的に啓発いたしました。その結果、キャンペーンの企画精細が好評で継続販売されたほか、スーパーさんご自身が健康、また、営業といった視点を改めて見直して下さいます。自主的にこれまであった既存素材に野菜を追加してアレンジして下さるなど、ヘルシーな素材の提供が進み、大変効果があったと感じております。

4番目の若い世代への啓発では、大学生や専門学校生に食事と運動に関するシンポジウムやセミナーを開催いたしました。アンケートを取ったんですけれども、その結果から、受講者が、朝食や野菜摂取の重要性などを理解したことが確認されております。また、学校

側へのこの開催へのアプローチを通じまして、生活習慣の重要性というのを改めて認識いただけたようで、高知大学で同様のセミナーを自主的に開催していただいたほか、来年度は高知工科大学で新入生の食育講座が予定されております。この分は、広報の拡充ということにつきましては、私どもまたは県庁全体で「日本一の長寿県構想」を掲げて取り組みを進めております。その広報活動の一環としまして、これまで以上に、新聞、テレビ、ラジオで県民の食の課題について、また、その具体的な改善方法について啓発することができました。今、ご説明しましたような取り組みから、二つの目標指標の方が向上していると推測しております。来年度、県民健康栄養調査を実施する予定ですので、その結果を待たなければ確定的な数字は分からないのですけれども、それまでは引き続き、今のような取り組みを継続してまいります。また、来年度以降は、特に県民が食行動を起こすスーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店といった企業様との連携した活動と、若い世代への啓発活動を強化していく所存でございます。以上です。

引き続き 18 ページに移ります。「農林水産業の生産から販売に至る支援」●ケースの 7 ページの真ん中より少し下にあります。「農林水産業の生産から販売に至る支援」についてですが、平成 22 年度、平成 23 年度の安全・安心な生産管理工程の指導ということで計画が載っておりますけれども、これについては、平成 22 年度以降の取り組みということで新たに追加をしたものです。工業技術センターの食品加工特別技術支援員を含めて企業の巡回及び指導などを行い、技術的な側面からのサポートを通じて農林水産物の需要拡大と販路拡大に向けた取り組みの支援を実施をしました。安全で安心な県産園芸品の PR についてですが、環境農業推進課さんの取り組みですけれども、県内においては、「安全・安心フォーラム」や「こうちこだわり農産物フェア」などを実施して、消費者に安心・安全の PR を行った。県内外では、小学校や野菜ソムリエに対して出前授業を行ったというような実績を挙げております。また、環境保全型農業についての普及啓発ということで、平成 22 年度には DVD を作成し学校の方に配布をした。それから、実際に、取り組みをされているハウスの方に訪問するバスツアーを企画したりというのが、平成 22 年度の実績として書いてあります。

全国への情報発信ということで、平成 21 年度にはセミナーを行って、全国有機農業公開セミナーというものを開催して。有機農業と高知県の全国一の IPM 技術のさらなる普及拡大への意識啓発を図ったというふうにあります。また、平成 22 年度、COP10 と同時開催される生物多様性交流フェアブースに出展して、3,000 名以上の方々に土着天敵利用など全国トップとなっている高知の環境保全型農業を広く PR したというのがあります。

流通支援課の方の実績としては、メディアを活用した PR ということで、レギュラー番組の中で、それからテレビ CM、それから関連イベントを開催したりといった方法でメディアを利用して PR を行ったりというようなこと。それから、販促促進ということで、消費地の量販店の方で高知県の環境保全型農業の取り組みの認知度というのを調査をしてみると、8%の認知度だったというふうな結果が得られています。青果のフェアなんかで生産者が自

ら安全・安心な栽培方法などについて、消費者の方に直接伝えながら、直接アピールしながら販売したというような実績もあがってきています。

消費地との交流ということで、高知県の場合は生産県なんですけれども、消費地との交流ということもされていまして、ちょっと省略をしますけれども、1、2、3と取り組みを書いてくださっていますけれども。これらの取り組みを行って安全面や品質面で信頼を高める、栽培から収穫、選別、出荷体制、流通に至るまでの安全・安心な県産園芸品のPRにつながりましたというふうな実績で申告をしています。

19 ページに移りますが、県内における農林水産物直販所の開設数及び販売額について。農薬の適正使用をはじめとした事故を未然に防ぐため、「安心係」というのを養成をしています。「安心係」の配置というのを促進して、現在、22年の12月末現在で113店舗に「安心係」が配置をされています。安全・安心のために、運営管理者や「安心係」の方を対象にして研修会を行っていますが、これは農薬の適正使用だけではなくて、表示だとかその他、魅力ある店づくりということでかなり広い範囲の研修会等を開催しています。これからのお店というのは、消費者ニーズを反映した直販所活動というのを行っていかなければならない。そのための支援を行っているというふうな内容のコメントになっております。

次に、鮮度保持技術の普及・支援についてですけれども、県内各地で高鮮度化への取り組みに対する支援や講習会ですね。鮮度保持講習会を開催した結果、皆さんもご存じだと思いますけれど「戸の無神経サバ」のような高鮮度な水産物の流通や、スラリーアイスの使用、魚庫内への水温計の設置など、より高鮮度な水産物の提供につながる取り組みが始まりました。そして、この鮮度保持のための取り組みを進めることで、高鮮度な水産物を県内外に販売できるように取り組んでいく計画です。今後もこういった取り組みを進めていく中で、県内外に広めていくというような計画があります。

すみません、走り走りで申し訳ないですけど、最後の20ページになりますが、意見交換会（リスクコミュニケーション）の開催ということで、最初に表がありますけれども、食の安全・安心推進計画の策定以前というのは、衛生の分野で言いますと、当課が主催して年間にこの意見交換会というのは1回とか2回とかいう。そういった現状だったんですけれども、リスクコミュニケーター育成講座というのは内閣府、国の方と共催で行って、より各保健所などで開催しやすいように、環境整備に努めました。その結果といいますか、平成20年度以降、ばらつきがありますが、年間6回以上各保健所年1回は開催できるような状況ができました。開催しただけでは十分ではありませんので、今後は参加者の満足度と中身を評価しながら内容の充実をしながら進めていく必要があります。

最後になりますけれども、関係機関や団体との連携ということで、連携の例として、漁業振興課、それから畜産振興課の方で例を書いていますけれども。国とかほかの都道府県と漁業振興課の例として、国や他の都道府県と全国の貝毒発生状況の共有を図っており、入手した情報を関係課室に提供しています。先ほども、漁業振興課の担当からお話がありましたけれども、平成22年度7月に宿毛湾においてヒオウギから基準値を超え

るまひ性貝毒が検出された際には、関係市町や関係各課と連携を取り、出荷の自主規制や一般県民への情報提供を行いました。今後もそのような関係機関に情報提供を図ることで、健康被害の発生防止に努めています。

畜産振興課の方では、家畜保健衛生所、NOSAI 及び関連獣医師による BSE にかかる牛飼養農家全戸前頭の立ち入り検査を実施できました。社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会及び高知エコープサービスに死亡牛の BSE 検査に係る検体最終補助を委託し、円滑な検査を実施することができます。県内の農産や関連獣医師及び県外の農林水産省や中国四国各県畜産主管課と連携を取り合い、必要な家畜衛生情報を収集できました。社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会及び開業獣医師と連携を取り合い、ワクチン接種を実施できました。連携の例なんですけれども、こういうふうにするんです。

最後に、食品流通の広域化がされてきたというふうな、みなさん実感としてあると思うんですけれども、それと輸入食品の増加に伴い、食品の事件・事故発生時における関係自治体との連携した対応が必要なのが現状です。高知県単独では解決できない事案が増加してきています。関係機関や団体との連携は業務遂行上、当然のことではあります。この連携というのは避けては通れない現状にあります。すみません。走りばしりにはなりましたが、安全確保のための取り組みというのを、推進計画の順を追ってご説明をさせていただきました。不十分な説明が多々あったと思いますが、また、質疑の方は最後の意見交換の方でお願いいたします。以上です。

(山根会長)

どうもありがとうございました。従来ですと、11 課の皆さま、現場から大変貴重なご報告を相次いでいただいておりますが、今回、アンケートを委員の皆さまにお願いしましたら、もう少し事務局で集約をし、そして、事前に関係課と取りし、ネットワークとして意見交換をした上で重点的に案を出して、報告をいただきたいというご意見がございまして、関係部局および 11 課の皆さんのご尽力で、こういう形態にさせていただきました。では、10 分間ほどお休みをさせていただいて、50 分から討議に移っていきたくと思いますので、しばし、お休みをいただきたいと思います。

お疲れだと思いますが、県民の命と健康と、そして、地場産業を守る意味で大変重要な論議に入らせていただきますので、今しばらく最後までお力添えをいただきたいと思います。今、副委員長さんの方からご質問がありましたが、この総括の結果は総括書として、また市議会の方にお出しになるかどうかということですが、どうでしょう。総括書を出していただいて、それから次の新計画案と。ここはどうなのかというご質問ですが、事務局の方から。ダダダダと流れないで節目を作ってほしいです。

(事務局)

それはもう一定、総括書を作り、その次のステップということで、委員の皆様にはご負

担をかけることになろうかとおもいますが、並行作業で行いたいというふうを考えています。

(山根会長)

はい、どうもありがとうございました。では、続きまして資料 3 に添いながら、大変ご多忙の中をアンケートにご記録いただきました。その結果を事務局の責任としてご報告し、特に事務局が今後の行政展開、政策展開の上で学ばせていただいた取り組みについてご報告をいただきます。その中で TPP に関するご質問がありましたので、資料 4 に添って前半、ご説明をいただくというふうになろうかと思えます。よろしく申し上げます。

(事務局)

事務局から再度、ご説明をさせていただきます。資料 3、アンケートの結果について集約をしたものを表面に、裏面にアンケートの全回答を載せています。ほとんどが自由記載のアンケートでしたので、それについて生の声を拾わせていただきました。それでは集約部分について掻い摘んでご説明をさせていただきます。大きく五つ質問があったんですけども、最初の質問として審議会の進め方について。この進め方について事務局の方で、質問をさせていただいた元々の趣旨というのは、審議会に何度か出てくださった方には申すまでもありませんが、従来、あまりにも関係課の方からの報告に時間がかかり、何のために審議会というようなところがありました。それをなんとか改善たいというのがありまして、お伺いしたものです。

事務局の方としては、今までもある程度、当日の資料というのは委員さんにも見ていただくということで配布はしてあったんですけども、なかなか時間的に 1 週間ないような状況で送りつける。そういったやり方では、なかなか委員さんの方も、十分目を通すことは、難しいと思ひまして、できるだけ資料を委員さんの方に早くお届けしたい。委員さんの方に早く見ていただいて、どういったところを説明をしてもらいたいかという点を事前に皆様の方から連絡していただくようにして、進めていってはどうかということで、お伺いをしました。実際、この質問については、今後の審議会の進め方としては、テーマを絞るべきだというような突っ込んだご意見もありました。やはり、今まで事務局の方も、皆さんにご意見をお伺いするというスタンスは持ち続けながらも、あまりにもお伺いの仕方が乱暴で、どういった論点で考えていただくかが、ボケていたように思います。その点を今後は少しでも良い方向に行きたいと思ひますので、皆さんのお手元に資料ができるだけ早く届くように、関係課も中心になって資料を早め早めに作成するよう取り組んでいきたいと考えています。

それでは、問 1 の審議会の進め方についてご意見が出た中で、関係部署が多すぎるので、限定して報告してはどうかというようなご意見もありました。確かに食の安全・安心というのは、かなり範囲が広い。そういったところもありまして、結果、関係部署も多くなっ

ているんですけれども、この点については今までの経緯もありますので、今後、検討した上でどういった会の動き方、関係課のあり方を目指していったら良いのかという辺りを考えていきたいというふうに考えています。ある程度、この問 1 については、事務局の方も皆さんのご意見の予想がついたものではあったんですけれども、意見をいただいたことで、なお、自分たちの想いだけではなくて、皆様もそうお考えだということで、進めていきたいと考えています。

問 2 には、審議会についてですが、実際に出してしていただいた「県内外の特別実績事例の紹介」ですとか、「食を巡る産業界の動向」とか、こういった問題意識、課題というのは、委員さんの方でお持ちだということ、事務局として把握させていただきましたので、こういった内容については、今後、審議会の中で取り入れるというようなことも考えながらやっていきたいと思えます。ただ、当面は今の計画の総括、これから新しい計画を作るというような大きな目標、目的がありますので、すぐには取り組めるようにはならないようですけれども、心に留めていきたいというふうに考えています。

問 3 ですが、当審議会に関するご意見を自由に書いて下さいというようなことだったんですが、日程調整をしてほしいというような意見がありました。できるだけ多くの方々が参加できるように、日程調整は極力やっていきたいと思えます。次に「審議の時間が短い」これは、審議会の時間としては、2 時間半とか 3 時間とか、長丁場なんですけど、実際に意見交換の中の時間を考えると短いと思えます。そういった辺りを書いて下さっているのだと思えますが、問 1 とも関係してきます。テーマを絞ってスムーズな進行をすることで、少しでも改善をしていきたいというふうに考えています。

それから、「発言の少ない委員さんに発言してほしい」というご意見や当審議会の印象を「説明を受けてそれを了解するやや受動的なタイプ」だというご意見もありました。これは、事務局の方の進め方の改善で、ある程度、改善できないだろうかというふうに考えています。いきなりご意見をというのではなくて、事前にテーマをお示ししておくといった進め方の改善で対応できないかと考えています。受動的な会議の逆は能動的ということですから、委員さんが能動的に発言ができる会議というのはどういうことなのかというのを今一度、考えていきたいというふうに考えています。

それから、総括部署が分からない。そうですね。単に、事務局が進行、会を進めていくのではなくて、まとめていくというような役割が十分できていなかったということが、この総括部署が分からないという辺りになっているんじゃないかというふうに反省をしています。

問 4、行政に対するご要望ということで、TPP に対する県の考え方、対応について説明してほしいということですが、後ほど、意見交換会の方で担当課の方から説明をしていただきたいと思えます。また、食の安全・安心についての認識は、業界団体、消費者ともに十分に浸透してきたと思われるので、今以上の規制は必要ないのではというご意見もありました。規制というのは、時代に応じて、それから新しい発見などがあると新たな規制が生

まれてきますので、闇雲に規制を設けているわけではないというふうに考えています。これについては、いろんな機会に説明していかなければいけないと考えています。

問5、「食について不安を感じていますか」という質問です。回答された方が15名、無回答の方が5名で、不安を感じている方の方が多かったという結果でした。ですけれども、無回答の方が5名なんですけれども、不安を感じている方の方が多かった。不安の対象は何かという辺りですけれども、食品添加物や残留農薬、輸入食品、鳥インフルエンザというような具体的なものを挙げてくださっています。現状では、現在それは生産サイドへの指導というようなことで対応をしています。「日本の農業はどうなるか」これは、TPPの辺りとも重なってくるコメントです。

不安は、相手との距離が大きくコミュニケーションが取りにくい時に起こるように思う。確かにそうです。不安というのは、知らないからそう感じます。輸入食品が、不安を掻き立てるといえるのはやはり、ある程度のコミュニケーションを取りにくく、かなり距離があり、情報が少ない。そういった辺りが、不安を掻き立てる要因になっているのではないかとこのように考えます。本当にお忙しい中、自由記載のアンケートというのはかなり書きにくかったと思いますが、ご協力くださった方お忙しい中、ありがとうございました。また、アンケート未提出の方でも、ご意見等があれば、何なりと事務局の方までお知らせいただけたらというふうに考えています。

(山根委員)

どうもありがとうございました。事前に事務局の方とも私は意見交換をいたしまして、その中で審議会のあり方が時代に対応しにくくなっているんじゃないかという、そういうご指摘を局内の論議の中であったというお話をしまして。これは、本県のみならず全国そうですが審議会のポリシーというのが、確かに限界が来つつある。3、4回原案を県が出して、しゃんしゃんと若干の意見をつけて、会議をとりました。あとは、どうぞみたいなことではなかなか、住民が主体で自分たちの命、健康、地場産業、農林業、水産業を守るんだという底力が高知の中に生まれません。ほかの審議会も私は関係しておりますと、ご尽力と努力はとてすごいものがありますが、県行政、あるいは関係機関という、どうも審議会方式も限界が来ているんじゃないかという時代の波の方が激しく早くきてというか。そういう意味で関係部局の中で少し積み上げ方式、トップダウンとボトムアップということを経ませた、そういう審議会の新しいあり方を模索する必要がある。そういうご指摘、ご意見が出たというのは大変私は敬意を表する次第であります。

それから、2番目に問2のところに出てきます問題は、今、学会が会議をしております、それは政策科学学会。私も関与しておりますけれども、ポリシーサイエンスと呼んでいます。これは、先進国でどんどん方法論から理論から進んでおります。そういう意味で、やはり、政策策定者がそういう世界の政策課学の動き、方向論、そういったものをやはり吸収して図っていく必要があるんじゃないか。そういう意味では、もう少し県行政としても予算を

割いていただいて、例えば、ハーバードのビジネススクールに 1 年間短期留学を政策マンにさせていただく。そういうふうなことがどうも必要になってきているんじゃないかという感じを持っております。日進月歩、政策科学も進んでいるというところをとおして、激しい社会対応。これが今、各部局の審議会の政策策定に必要とされている問題になるか。それに加えて、情報化社会というグローバル社会というふうなうねりがさらにかぶさってきておりますので、TPP もそうですけども、日本の第一次産業をないがしろにして自給率 39.40 ぐらいにおとしめておいて、今、世界の動きが各 TPP に向かっている中の。これはスピリットを無礼にした日本の状況が出ているというふうにお話しておりますので、これからもう少し行政のありよう、あるいは、こういう審議会のありようへの警鐘が鳴っているというふうにも考えられると思います。

それから、総括部署が見にくいというご指摘は、まさにそのとおりでありまして、イギリスやドイツでは問題が起きるごとに法律ができ、政策が出される。それが大変混雑、混乱してきている。だから、なかなか成果が見えにくい。そこで、ポリシーコミュニティということが提唱されまして、たくさん部局が一つの全体のコミュニティをつくって、それを政策コミュニティと言いますが、そこでかちっと戦略と戦術をしめて、効果ある政策学会をつくりたい。それから、ポリシーネットワークという概念もそこで生まれまして、まさに、事務局でやられたように政策が網の目、蜘蛛の糸のようにネットワークという認識でそこで命、健康、地場産業の推進という絵柄が浮かびこんでくるような、浮かび上がってくるようなポリシーネットワークをつくるべきだ。これは、イギリスやドイツで今も取りかかっているところでして、是非、高知でもまたご検討、取り組みをお願いしたいというふうに思っております。では、早速ですが、終了時刻は 16 時を予定しておりまして、忙しい方ばかりですのでファンクチャルにいきたいと思っておりますが、まず、審議に先立ちまして、先ほどのご周知でありました TPP について、資料 4 に沿って農業政策課の方の方からご説明をいただきたいと思っております。

(農業政策課)

農業政策課の青木と申します。アンケートの間 4 の行政に対する要望の TPP に対する県の考え方、対応について説明してほしいということにつきまして、資料 4 を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。座って説明させていただきます。資料 4 につきましては、昨年 11 月の臨時議会の産業経済委員会で、この議会の方から国に対して TPP の参加へ反対をするという意見書が出されまして、その際に本県農業への影響について試算したもののへご報告をさせていただきました。その後、12 月定例議会等で県の考え方についてご報告をさせていただきましたので。

まず、TPP に関しては内容についてはご案内のとおりだと思いますが、「環太平洋の連携協定」ということで、もともとは 2006 年に、シンガポールとかニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 カ国で自由貿易協定が発端となっております。その後、アメリカ、オース

トラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアを加えた9カ国で現在、協議がされております。基本的なルールは、100%の関税を撤廃ということで、税金の分につきまして、段階的というのは10年以内なんですけど、関税を撤廃するという協定になっております。それで、昨年10月に菅総理がTPPへ参加するというので、議論が出たわけなんですけど、農水省が各省庁がそれぞれで影響試算というものを個別に発表されておまして。商品によっては、参加することによって経済TPPが取れるとか。農水省については、減るという試算が出されておまして。というのは、お手元にお配りした資料4でいいますと、まず、この表を見ていただきますと、左の方なんですけど。試算の前提で、まず農産物につきましては、19品目を対象として試算をいただきます。

選定対象は、関税率がこの時に10%以上で、かつ生産額が10億円以上という品目選ばれておまして、その結果を見ますと、国内農産物の生産額減少が4兆1千億円程度ということで、まず一番影響を受けるのが、米になるんですけど。国も県もそうなんですけど、市場を空ける場合は守るべきものは守るということがよく言われていますけど。守るべきものというのは米になっておまして、一番90%の影響があると言われてまして。残りの10%につきましては、一部のブランド米は競合しないだろうということで、それ以外につきましては安全にしたということで。本県につきましては、20年度でいいますと、右の表にありますように、米は139億円の産出額がありますけど。そのうち、90%、125億円が海外産に置きかえるという試算が取られておりますので。米の90%を使っておりますけど、果たして高知県の残り10%はそのまま残るかどうかなんてのはちょっとまだ分からないところがあります。

あと、左の表でいいますと、牛乳・乳製品とかですね、88%の減少とか。牛肉は79%の減少と言われておりますけど。その率を本県の表に置き換えますと、右の表にありますように、畜産全体で64億円の産出額に対して51.4億円が減るという試算を出しております。これは影響額はあくまで机上の試算なんですけど、結局、アンケートに書かれてありますように県の考え方は、これについて説明してほしいということなんですけど、こういった減少額と同時に、結局、高知県につきましては、今後、国に現在、食と農林漁業の再生実務会議という会を立ち上げてまして、その対策を検討しているところなんですけど、非常に日本の農業自体が国際競争力は低い国ではありますので、特に本県において一次産業が基幹産業となっておかつ、中山間地域が非常に多い。95%が中山間地域なんですけど、そういう地理的条件から非常に生産コストが高いということと価格競争において不利な条件が非常にあるということで、なかなか競争に突入すると非常に厳しい状況になるのではないかなんてのはどなたも分かることだと思います。

結局、これから何するかということになってきますと、国の来年というか存亡にTPP参加の基本方針というのを検討しておりますけど、それまでに国のTPPに関わらず、農業坑道の改革。つまり、農業の実現ということでいろんな政策を検討しておりますので、そういった国の検討側に政策提言なり、提案をしていくということと、万が一、その市場が荒れ

たとしてもやっていけるような、自立していけるような対策というのを、今後農業者らだけだけでなく各会、各層の方々が寄り集まって検討をしていかなければいけないかと思っております。

ちょっと話が前後しますが、県の考え方としましては、今の自由貿易においていろんな恩恵をする国でありますので、自由貿易の方は否定するものではないんですけど、市場分けの際には十分、事前に準備をした上、対策を練った上で極端に市場を分けるということ、国を推していくということで、これは高知県だけではなくて四国 4 県の知事が動きましたし。関係県の回答にも一緒に連携をして対応していこうということで、話しあいもしておりますので、あらゆる機会をとられて国に対して要望なり、活動をしていくつもりであります。以上です。

(山根委員)

どうも大変分かりやすいご説明をありがとうございました。あとは、討論の中でまた委員の皆さまからご質問等があれば是非お願いしたいというふうに思います。今、EU 諸国、北欧、ドイツ、フランスなどの自給率がもう 180%近い。輸入に頼る政策展開をしておりますけど。日本の場合は、その当時ないがしろにしてまいりましたから、第一産業。そのつけが現在回ってきたと思います。そういうバックグラウンドがあるように思います。では早速ですが、論議、ご意見、意見交換を今日のご報告について委員の皆さまから十分いただきたいと思います。なお、事務局の方はいづれ評価報告書をまとめてすぐ出してくださいということでございますが、委員の皆さまからの言葉の中で、次、すくい取っていただくものを箇条書き的にどうぞお手元にメモ化して、必ず反映をしていただきたいと思えます。では、どうぞ委員の皆さまからご質問なり、ご意見はございませんか。

(田村委員)

かまいませんか。

(山根委員)

はいどうぞ。田村委員さん。

(田村委員)

ちょっと教えてもらいたいがですけど、さっきの TPP の件でお米が 90%減少ということになっていきますけども、減少するのはどの国から入ってくるというふうには実は計算をされているわけですか。

(農業政策課)

高知県が得意な分野といいますのは、早期出荷米、南国とかそういったものについては、

早期米についてはオーストラリア、また、通常の方についてはアメリカ、あとアジアですね。そういうところが想定されております。

(山根委員)

ほかにご意見ございませんか。なお、計画書の想定というか内容とか、そういうことを企画いただいてもいいんじゃないかと思っておりますので、是非、ご意見をいただきたいと思えます。はいどうぞ。

(久委員)

公募委員の久と申します。いつもお世話になっております。すみません、本当になんか私は皆様のようにそんなに知的なものじゃなくて一般市民なんですけど、すごく私はこのお送りいただいた資料を見て思ったんですけども、今って平成 22 年度も 75%、80%ぐらい過ぎてますよね。このいただいた表を見ていたら、平成 22 年度のところは余白。全部ほとんどが食中毒以外のところはちょっと余白があります。ぱっと見、平成 22 年は何もしてないなみたいな感じに。下の方の補足を読んでいたら、こういう取り組みをしてくださっているというのが分かるんですけど。一目瞭然で例えば、7 月ぐらいの審議会だったら平成 22 年度に今何%ぐらいの進捗率でやっていますというのは出しにくいかもしれませんが。1 月の審議会でしたらせめて 10 月末、半期過ぎたところの進捗率が今、特に 50%とか 75%とか 25%とか書いてくださっていて大変だと思うんです。けど、それを書いて下に補足があれば、すごい一目瞭然にもっと分かるような気がするんですけど。わがままでしょうか。

(山根委員)

ありがとうございます。わがままでもございません。当然のご意見で、これは関係部局が事前に、もう年度末も 1 月はいぬ、2 月は逃げる、3 月は去るですから、やはりそれでも部局にきちんと情報を共有化して余白ではなくてきちんと出すというか、そういうご指摘ですがいかがですか。

(事務局)

事務局の方からですが、関係課の方に記載不要ということで連絡をしておりました。というのは、数値を追うのではなくて、久委員さんがおっしゃることは、今となっては当然なんですけれども、数値ばかり見るのではなくて全体を見渡してといいますか。見込みを含めて総括をしていただきたい。数値の補足ではなくてという辺りを皆さんに、今日ちょっと見ていただきかけたというところがありまして、あえて数値は不要。コメントの部分、総括に向けてという辺りを書いてほしいというふうに指示しておりました。

(山根委員)

お気持ちは分かりますけども、委員さんのご指摘は数的なものは数的なものできちんと現時点まで担当局が出すプロフェッショナルとしての責任があるのではないかと。決して、あわせて質的な分析は質的な分析。全体に関する論議は論議。それはまた重要なことであるけれども別のことであって、数値は逃げず、きちんと出していただきたいというふうにご要望ですが、よろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございました。

(山根委員)

どうぞほかにご意見はございませんか。あわせて私が言ったんですが、やはり成果と課題をこの資料の矢印のところに成果はきちんと成果として出していただく。課題は課題として、これが課題だと。担当部局がご判断をなさったあれを借り出してきても残していただくと、記載していただくといいなと思っております。ほかにも、ご意見はございますか。

(杉村委員)

いいですか。

(山根委員)

はい。

(杉村委員)

すみません。ちょっと私の勉強不足かもしれませんが、資料2の7ページの「高知県食の安全・安心推進計画第1次5カ年計画」の総括に向けてという下の方のところですね。そこの中間の辺りですね。また、食品表示に関して関連部署と連携を図りながら、高知県食品産業協議会にふるさと雇用制度を活用して、食品表示に関する相談窓口を設置しました。私はこのふるさと雇用制度というのは勉強不足か、分からないので、説明をしていただきたい。それと、この食品表示に関する相談窓口とどう関係しているのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

(山根委員)

はい、ありがとうございました。どうぞ。

(地産地消・外商課)

地産地消・外商課の田畑と申します。よろしく申し上げます。まず、ふるさと雇用制度ということですが、申しわけございません。事業の名称でございまして、国の方で行って

いる雇用創造制度の中で、農業ふるさと雇用制度というのがありまして、地産・地消外商課の中に高知県食品産業協議会という、事務局は当課の方になっておりますけれども、県内の64の食品加工業者等の方がお集まりいただいている自主的な組織でございます。その事務局を今年、来年、2カ年に限ってなんです、人材を雇用しまして食品加工業者の皆さまのご支援をさせていただくという制度を使っております。

その中に、食品表示アシスタントという方を1名お願いしまして、その方が各事業所の方から気軽に表示の相談をしたりというような窓口として実施しておると。こちらの中にも関係課の所管法の表示に関しては所管する部署というのはあるんですけども、それぞれの専門的な立場となるので食品を作る許可を先に作って第一段階で、これでいいのかどうかといった、簡単な窓口として利用させていただく。それを専門家の方にもご意見をいただいて、関係する部局の方にも情報を共有させていただいて事業者の方にお返しするという、そういう制度でございます。よろしいでしょうか。

(杉村委員)

最初の山根学長さんが大学生の就職率が非常に低いと。何かこの、ふるさと雇用制度というのが食品業界の方で雇用を生み出しているのかなと。そんな状態を想像していたんです。そうではないんですね。

(山根委員)

川村先生、健康栄養学を育てて指導していただいておりますが、今のようなご質問はどうですか。

(川村委員)

的確にお応えできるかどうか分かりませんが、学生ではなくて社会人を対象にこの制度を使って私どもの卒業生も職域への新たな一歩を踏み出しているという話しは聞いております。以上です。

(山根委員)

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。多分、委員さんですから大変素晴らしい雇用に結び付くような。そして、ワンステップサービスとしてもそういったものを特別作っていただいたけど、これが、いわゆる委員さんのみならず、県民あるいは企業の方々にすとはまる広報。広聴活動はこれはどうなっているのだろうか。とてもいいシステム体制が全然理解されていない、宝の持ち腐れじゃないかというご指摘の面もあったように思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

(地産地消・外商課)

各所管しているところの研修というのもございますが、私どもの方でも、全体を通した表示の研修というのをやっております。その表示の研修、それから産業振興センターといったところにも食品指導者の方が会員でございますし、そういったところにもこういう窓口を設けておりますので積極的にご活用いただきたいということで広報させていただいております。それと、県の方で儲けましたアンテナショップの方で商品を提供、提案していただいている方につきましても、そういう窓口をもっているということを広報させていただきます。以上です。

(山根委員)

事務局の方にお願ひしますが、やはり、こういういい県庁内部のいろんな各課の取り組みを末端の草の根で生活している県民のところまでどう届けていくのか。いわゆる戦略的な広報活動、広聴活動を是非、この支援計画の中でもう一回問いただしてビシヤッと決めていただきたい。そういうご意見なども出てきてますのでよろしくお願ひします。ほかにご意見ございませんか。はいどうぞ。

(能勢委員)

生産者の能勢といいます。4 ページですが、「こうち農業環境安全・安心ウォッチャーシステム」を立ち上げとありますが、これについてもう少し具体的に教えていただけたらと思います。目的というか、どういうことを期待をされているのかという点もお願ひします。

(山根委員)

はい、ありがとうございます。ウォッチャー制度について、その意義、目標はどういうものかというご質問ですが。

(環境農業推進課)

はい、ご質問ありがとうございます。農業者が集まって、本当に安全・安心を担保していくためのいろんな活動をしておりますが、農業者だけでやって、それから農業者に農協の職員とか、我々県民とか携わって、やはり身内の集まりになります。そこで、ウォッチャー制度というのは第三者のそれこそ消費者の皆さんとか、それから県内でいうたら野菜ソムリエさんとかですね、それから流通業者の方とか量販店のバイヤーさんとか。それから、それこそ学識経験者の方とか、いろんな今 30 名ぐらい登録していただいておりますが、県外の方もおりますのでウォッチャー委員になっていただいて、その農家が自らやる取り組みをその委員の方に来ていただいて見てもらうという仕組みです。そのウォッチャーさんが農家のやることを点検するのではなくて、点検するのはあくまで産地です。農家自らが、自分たちの例えば生産履歴帳をこんなふうにつけて、こんなふうにも農協に保管しておこうとかいうのを点検するのは農家、生産産地側なんですけど、その点検している活動を

ウォッチャーさんに見ていただいて、こんなことまでして産地は安全・安心をちゃんとしてくださっているのかと。いろんな感動があると思うがです。そういうのを見てもらって、逆にけど、消費者目線で見ると、もうちょっとこの出荷場のこのラインは衛生管理に気を付けてもらいたい。ちょっとそういったアドバイスをいただいたり、時には褒めてもらったり、アドバイスをいただいたりということで仕掛けております。ちょうど今日、南国のシトウですけど、ピーマンの生産者の部会が県下で初の活動になりまして、野菜ソムリエさんと嶺北の生産者の方に入ってもらって見てもらうといいですか。

続きまして、安芸市の農協で出荷場の点検を生産者と農協がやっているんですけど、その活動をまた一般の方に見てもらう。それから、嶺北でも続いたんですが。それから、鏡村の直販所でも、生産履歴を付けたりいろいろ安全・安心をやっていまして、その活動を消費者に見てもらうという活動で。今年、立ち上げたシステムですけど、全県下で取り組んでいくように考えてやっております。

(山根委員)

どうぞ。

(能勢委員)

見てもらって知ってもらって、それをどのようにつなげていけますか。

(環境農業推進課)

生産者に一番は気付いてもらう。自分たちが当たり前に行っていることやけど、その取り組みを褒めてもらったらやはり、自分の取り組みであるやりがいと誇りになりますし。それから、もっとどうしても全ての活動って、これはマンネリになってきますので、やはりもっと気合を入れて取り組んでいこうとか次のステップに。それこそ、そのPDCAを単にシートにチェックするだけじゃなくて、そういう第三者に見てもらって褒めてもらったり、アドバイスをしてもらうことでさらにまた活性化して、次のステップへつなげていく。それが価値として、県下の産地のレベルアップを図って品質向上とか、高知県農産物のレベルアップにつなげていきたいと思えます。

(山根委員)

よろしいでしょうか。大変これもすばらしい取り組みが生産者自身の委員の方々の、家庭の中にすんと入っていないということも明らかになっているようですので、是非、先ほどの問題と広報、広聴活動をどうしていくのかという。今度の支援計画の中にはずどんと通していただけたらと思えます。それから、環境農業推進課の先ほどのご報告ですと、大変いいチェックシートであるとか、いろいろ高知発のいろんなそういう情報を評価指標を作っておいでになりますが、是非、今後は推進委員の皆さま、審議会の委員の皆さまに

も是非、席上配布でそのすばらしいシートをご配布いただきたいなど。是非、新しい審議委員会の次の資料には資料集としてそういうものを掲載していただけたらというふうに思っています。ほかにご意見はございませんか。どうぞ。

(三谷委員)

全体のご説明をいただきまして、感じたこと感想でございますけれども、今、こういうふに大変な状況の中で、よくこれだけ数値を挙げているというのが正直な感想でございます。これの最後の資料の20ページにありますけれども、あとはこれをいかに、連携協働をいかに密にしていくかということがテーマだろうと思いますけれども、各部署が本当に努力をしていると思います。こういう努力も個別で全ての箇所でも努力もいんですけど、努力は大変。これは、もちろん評価しますけれども。

ただ、今回の TPP の問題がありますけれども、こういうことの国の施策というか、考え方と県がどういうふうに考えていても、国が本当に何を考えているかというのが、一番大きな影響であろうと思いますけれども、全てはやはり根底から崩れるということになりますので。TPP のこの問題に関しましては、県としては本当に農業県としてしっかり意見を言っていたきたいとそういうふうに思っております。自給率の維持というのは、これは食の安全・安心ということですが、食の確保の安全とか、確保ということを考えての安全ということをもっと基本になると思いますので。具体的にどういうふうにとするのは分かりませんが、しっかりと国の方針をきちんとつくった上での TPP への参加するならばいいと思います。本当にこれは日本が大変なことになると、この辺りを心配しております。一個人が心配してもどうしようもないことでもありますから、これは高知県が県をあげてしっかりと意見を言っていたきたいと。その面での食の安全ということでございます。

(山根委員)

ありがとうございます。これは、もう本当に山が崩れるような状況なので、議会での反対宣言だと、表を見るだけではすまされない問題だろうと。そういう意味で行政も地域住民も生産者、消費者も力を併せてともに汗をかく、協働社会協定と呼んでいますけれども。協力の協と働くです。そういうアクションをやはり出していかないと。とうてい声明を出すだけでは、もう高知の第一次産業は駄目になるというふうな指摘があります。そういう意味で、県の新しい21世紀後半を見据えた農業政策というのは一体どういうふうなことが論議して定義されているのか。農業政策をきちんと道は一つに。そういうご趣旨でございますが、特に関係課の方でご意見はございますか。今のご意見を聞いて。今後、こういうリアクションを起こしていきたいというふうな表明もできれば。

(農業政策課)

先ほど、高知県の農業についての影響等をご説明させていただきましたけど、高知県はやはり現在、施設園芸が中心になっていまして。施設園芸、野菜については、大体、関税が今6%から2.5%ぐらい、3、4%が関税となっております。ですから、米については700%という、723%、何パーセントかで報道されていますけど。それについては、そういったほとんどもう関税がないような状況になっております。ですから、高知県については、施設園芸をさらに続けるということと、やはり、国際競争率を高めるためには本県が取り組んでいます、安全・安心な野菜というのをさらに追及をしていって、継続していくということがやはり、本県の農業が生き残っていく道じゃないかなというふうに感じて。我々農業振興部が思っておりまして、そこをやっていくということと、先ほど、おっしゃいましたように、国に対しても、現在、国は六次産業の振興と、ふるさと雇用の制度を受け取って、日本の農業を維持していくというような方向に出しておりますけど。こういう論理により、●ことにつきましては、米とそれと自給率の低い作物が土地利用型でもそれが中心になっておりますので、本県野菜については、その制度の受け入れがないですし、また米につきましても大体6万数千tの出荷ですから。130何億円という数字が出ておりますけど、非常に全国より低いということもありまして。そういったところにも、やはり施設園芸の安心・安全な野菜の制度出荷というのをやっていくことが必要だと思っております。

(山根委員)

どうもありがとうございました。最近、台湾なんかで花卉もどンドン花からいろんなものを飛行機に積みこんで、東京市場に送り込んでくるような。中国がそういう激しい国際競争になって。飛行機ビジネスになっているわけですけども。それから、新潟、富山なんかではデンマークのチューリップと競合して、農民自信がコンピューターを使って、50銭うちの方が高い。抑えて売れというような指示を県行政の指導の元でやっています。

JAが農民の上にあぐらをかかなくて、汗をかいて、そういう指導の中に入っておりますが、そこら辺は高知のこれから農業の振興という点の見通しは暗いんでしょうか。明るいんでしょうか。

(農業政策課)

ちょっと難しいご質問なんですけど、見通しは明るくないかと思っております。ただ、最初の冒頭にも申し上げましたように、やはり、中山間地域を背負うということと、高知県の過疎高齢化が全国に先駆けて進んでいるということもありまして、その対応というか、一方では、平川地帯も交付先を取ったとか、そういったことで、農業人口自体が非常に減っております。ですから、残った方々が、放置された土地を全部集約をして、耕作をしていただいて、出荷をしていただいたらいいんですけど、やはり、非常に条件が古いということで、なかなか機械化が進まないとか、いくら収穫しようかと思っても作業できないということもありますので、そういった土地、田んぼだとか担い手、後継者、そう

いった対策、またはそういった方々への農地の収穫とか、そのインフラ整備、インフラ関係に取り組む人らが、先ほど言いましたように、安全安心の高知県野菜の製造出荷ということをやっていけば、非常に暗いような感じもしますけど、明るい部分も今後見えてくるのではないかと感じております。

(山根会長)

どうもありがとうございました。先の議会でも、話題になったように坂本龍馬の NHK のロケの建物が 1 億 3 千万かけるよりも、是非、11 課の方にどんとそれを割いていただけるように、是非お伝えいただけたらというふうに思います。ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(寺尾委員)

私は、ナスの生産日本一の安芸市でございまして、環境に考慮した天敵の栽培方法でやっております、消費者の方々に本当にこうした栽培を見ていただきまして、ステージーマ、高知県産の野菜を消費していただきたいと思っております。それと、TPP の問題が出ておりますけれど、将来は明るい展望だとおっしゃいましたけれど、現実には、本当に放棄地は増加いたしまして、生産者は土地を持っていることが重荷になっているような思いをしております。作っても作っても、絶対に収益は上がりません。お米の価格は低下する一方でございまして。けれども、周囲にご迷惑をかかるといふことで、仕方なく耕作をしているような状況でございますので、是非、県を挙げまして反対をしていただきたいと思っております。

それと、ちょっと表示のことですけれども、私たちは消費者として、量販店でお買いものをする時に、もう目が薄くなっておりますものですから、賞味期限を枠外に表示って書かれてございますけれども、なかなかその数字が見えませんが、できたらもうちょっと大きい字で書いていただくことができませんでしょうか。それともう 1 点、大分前になりますが、卵に関する学習会へ出ささせていただきました時に、お菓子を製造されている方が、消費者の方から、「最近、カステラの色が薄くなったので、卵をもっと黄色にしてくれんろうか」ということの要望がありまして、ということをお聞きしましてびっくりしました。卵へ黄身が黄色くなるようなことをしているんでしょうか。消費者としては、ちょっと驚きましたので。自分たちは、卵が黄身やったら、これはもう野菜を食べて、こんな鳥の卵を食べたいということもございましたけども、その話を聞いて、ちょっと不安になったものですから。

(山根会長)

ありがとうございました。今、ご指摘がありましたのは、農業者のつぶやきというか、苦しみを吸い取ってほしい。もっと行政サイドでも吸い上げた高知の農業政策を、本当に

明るいうふうには現場では農民としては思えないというご指摘がございました。それとともに、農村と都市がもっと融合していかないといけない。農都連合と呼んでおりますけれども、そういった取り組みをもっと消費者と生産者が結合していく取り組みをアクションプランの中で評価をしていただきたい。としても、その行政。

合わせて、山は海の恋人という言葉がありますけども、山が荒れば、川が荒れ、川が荒れば海が荒れる。要するに、産業農民、農業者、それから漁民、これが一体となって、こういうふうには山と川と土地と農村と海を守らないといけない。そういう視点の、ご指摘もあったかと思えます。それから、高齢者社会に対応すべき表示ラベルが極めて、私も妻の命令でマーケットによく買い物に行きますけど、私は70歳ですが、確かに見にくい。ぐちゃっとした表示ですので、もうちょっと●のような高齢者の立場に立った、高齢化社会の中での表示の在り方というようなことも、細かいことですが、ご検討いただけないか。

それから、カステラで、卵の黄身は濃くすべき。飼料に以前よく混ぜていましたけど、この実態はどうなんだというご指摘がありました。この部分だけ何かありますでしょうか。

(畜産振興課)

畜産振興課です。卵の黄身の色についてのお尋ねだと思います。これは濃い基準について、特に栄養物なり、安全性についての影響はございません。ただ、カステラというのは、どうなのでしょう。私のことなんですけど、黄色の方がなんとなく美味しそうな感じがするので、そういうニーズに応じて、調整をしているということで、例えば、天然色のパプリカでありますとか、ああいったものを食べさせますと、黄身がより濃くなるという傾向があります。逆に、薄いことを売りにしている卵もございまして、飼料米あるいは食用米を飼料に混ぜますと、黄身が黄じゃなくて白身のようになっております。これもまたうけて、こういった生産も伸びているというこういう現状があります。いずれにしても、共通しているのは、安全性には問題がないと。ご安心してください。

(山根委員)

ありがとうございました。委員さんのかなりの割合が食の安全不安を感じているというご回答をアンケートでいただいているということで。どうぞ。

(中沢委員)

私たちは、やはり、農業委員会というのがありまして、消費者グループの会でもよく呼んでいただきまして、いろいろお話を聞きたいなと思って聞くのですが、戦後に作られた農業政策のあれで、未だにその団体はすごく幅広い権限を持っているんです。それで、考えてみますと、やはり、耕作放棄地がまだあちこちに見えるんですね。それで、やはり、私たちが思うのは、食糧難にだんだん進んでいっているなかで、ああいう遊ばしている土

地があるということは、非常に不自然といたしますか、やはり農業委員会の方ももう少し女の方の委員も入れていただいて、今の委員さんだけでは私たちも言いますけれども、全く通じないところがあるんです。

これは、もう戦後何十年もかかっておりますので、この所を少し耕作放棄地にやはり、若い方の後継者を養成して、魅力ある農業をこれから続けて行かないと、なかなか放棄地はなくならないと思うんです。ずっと見ましても、四万十の方は全くありません。農業に力を入れておりますし、畜産プラス特別栽培米というのを作って、再々私なんかも呼んでいただいて、向こうにも意見を出して、それから向こうからもいろいろの農業の問題も勉強させていただいておりますけれども。やはり、そういう政策、それから仕組みを作らないと。若い方が。農業は本当に魅力を失っていると思うんです。そこの仕組みをきちんとあれしまして、耕作放棄地をなんとかその人たちに作っていただくと、そういう前向きでない今のままでは、とても今の方がおっしゃったように本当に恐ろしい農業の、食べ物の話が出てくると思います。心配しております。

(山根委員)

ありがとうございました。農業の骨太の政策、高知できちんと出して、全県民に知らしめてほしいというご提起の延長として、やはり、その仕組みづくりがきちんとしていないんじゃないかということは、男女共同参画の課長さんが、ちょっとお話いただくといいかもしれません。農協、漁協、農業委員会さんなんかの女性の役員比率というのは、すこぶる低い。そういう意味で命を自らの体内に育てる女性の視点、しかも、高知県の農業がほとんど高齢者と女性に委ねられているような状況、そこの仕組みづくりから検討していただかないと、いけないんじゃないかというご指摘ですが。簡単に、何かコメントがあれば。

(県民生活・男女共同参画課)

男女共同参画といたしまして、会長さんが向けてくれましたけど、また来年度からのプランを今作ろうとしています。男女共同参画のプランと。その中で、地域における男女共同参画の推進ということになっていまして、確かに、農林水産業、あるいは商工業を含めて、実際の担い手は女性の部分が大きいんですけども、ただ役職に就いているのは、やはり、男性の方が多いといったような現状もございますので、そこら辺りは、地域における男女共同参画をとったことも、プランの中にも盛り込んでいきたいというふうに考えております。

(山根委員)

どうも、ありがとうございました。ご発言がありませんか。よろしいですか。では、田村委員さん、次へ進みましょうか。

(田村委員)

さっきの卵の話。卵は黄身の黄色い卵というのも、そうなんですけど。●になるかもしれませので、約束できる話でもありませんけど、一応、帰ってバイヤーに言って、「そういう卵を売ること考えてみたら」ということの提案をしてみたらというふうに思っております。それと、もう一つ表示ですけども、実は、今表示の内容が増えてしまって、ポイント数を大きくすると実は商品の中身が見えないという問題が今、起きています。それも大手メーカーの商品で、フチへ印字しちゅうものなんかは、見やすい物もありますので、これはもう1回、特に高知県で作られている商品なんかは、私も大分知り合いがおりますので、「もっとはっきり見えるようにしよ」ということは、意見としては言ってみようかなというふうに思っております。

(山根委員)

どうも、ありがとうございました。すいません、遅くなって、どうぞ。

(矢野委員)

先ほどは、生産者のつぶやきですけども、今度は消費者のつぶやきとしてお聞きください。先ほど、JA ですかね。あそこから、毎日たくさんの高知県の立派な生産したお野菜が県外に出て行くとおっしゃいましたね。それで、それは素晴らしいことだと思っておりますが、直販所も立派なお野菜があります。けど、私はほとんどスーパーで買っておきます。それで、いつも不思議に思うんですけど、大根とか白菜が高知県で出来なくなるなら、海外とか、県外から来るのは当然だとは思っておりますけれども、今、ちょうど旬の物、それでさえ徳島産であったり、香川産であったり、ほとんどが私どもが見る範囲では県外の物が並んでおります。それで、私はいつも考えます。高知県がどんどん県外へ出すから、品物が少なくて、私どもは県外からの物を買わないといけないのか。それか、高知県産は県外に持って行くとお値段がいいから、それを持って行くのか。そして、県外から買う物が安く仕入れられるのかなど。それがいつも疑問に思いながら、ピーマンもこれほど高知県がたくさん出来るのに、こないだも徳島産のピーマンを買いました。そういうことで、何かそういうことがすごく、今、私の頭の中で矛盾を感じております。スーパーの方がおいですが、それとも県がそんなにしているのか、スーパーさんがご自分たちで仕入れなされるのか分かりませんが、それがすごい消費者として残念です。

(山根委員)

ありがとうございました。地産地消というコンセプトと地産外商という、とにかく外に出して金を取り込めという、そこらへんはどっちがどうということはいかないんでしょうが、今のご質問はまずは県自身が地元のいい物を、きちんと子どもたちにも学校給食で

100%食べさせたいと。給食センターの合併が次々と起こっているけども、食品の問題、メラニン物質の問題等も含めて、本当にこれでいいのかというようなご意見も、耳にしますが、そこら辺はどうでしょう。外に出しちゃって、自分たちの口には入らんという。

(環境農業推進課)

ご指摘の趣旨よく分かります。前橋本大二郎知事もそれにすごく不満があって、私達も本当に調べています。今、状況を言いますと四国の中で耕地は地産地消率はトップです。それから、おっしゃられた、確かに例えばキャベツとかですと、高知では本当に作れない時期が多いんですね。全国で一番雨が降る県です。腐りやすい野菜、大型の野菜というのはなかなか難しい。高知県端、結局ししとうとかミョウガとか施設の野菜中心に栽培しています。例えば、ピーマンをとって見ますと、1軒の農家で作っているピーマンって、10万人に供給できるピーマンです。分かります。ということは、高知県は76万人なんで、ピーマン農家7軒あれば、高知県のピーマンは埋まってしまうわけです。ピーマン農家300軒くらいあります。それで、全国に、北海道で夏以外はピーマン作れませんので、それで高知県のピーマン農家のおかげで全国の消費者の皆さんがピーマンを食べることができる。それで、高知県は農業でピーマンを作って生活をして外貨を得て、県民が生活できるという構図があります。

それで、やはり、安全なものを作って、県外に出していくということは、これはあつたかい高知の宿命ですので、北国で冬場に野菜を作ることはできません。これを輸入野菜で埋めるよりは、我々、高知が都市に、そして北国に供給するという使命があると思っていますので、そこは進めたいと思います。一方で、やはり、県内で食べる物は県内で確保しようという、それは農家自身も思っています。その動きが量販店さんなんかにも本当に直販を取りこんでくれて、地産地消のコーナーを必ず作ってやっています。そこには、県外の品は並んでいないはずですよ。お客様が、本当に県内の農家の作ったものを食べたいと応援してくださることは、本当に我々も農家の方も一番望んでいる嬉しいことだと思いますので、本当にそういう農産物を選んで、県外産ではなくてまずは県内産を選んで、地産地消する。自らの活動として、推進していただいて、県内の農業者を応援していただくと。そういう活動を我々ももっとPRしてつなげていきたいと思っています。どうぞ、よろしく願いします。

(山根委員)

ありがとうございます。結局、生産、製造、そして流通、それから商品、そういった商品開発という、一連のサイクル、輪をきちんと戦略的に県民に分かりやすく地産地消を真正面からとらえていく。計画書の中でもなるべく分かりやすくご説明を書きますと、消費者の方のご理解、また応援も得られるんじゃないかと思っていますので、一つよろしく願いしたいと思います。はい、どうぞ。

(川村委員)

一次計画の総括を見ていて、具体的な数値とそれからあるところは俯瞰的に見たご説明をいただいてありがとうございました。ただ、所々、数値を具体的にシミュレーションしていきますと、本当に恐らくこの数値をどう見るかは、ここにいるそれぞれの委員の立場によって違うんだろうと思うんですけども、是非、ここの辺りの数値をどう見るかというところも考えながら、具体的に次のステップ、あるいは総括することによって、もっときちんと根を張ったものになっていくのではないかなというふうに考えます。例えば、これは追加のことでしょうか、私の関係で言いますと食育という言葉も言われ出して、10年以上過ぎました。ところが、出てくるデータは非常に断片的な食育の授業をやったとか、あるいは朝食を食べる人が何%ということであって、例えば、当時10歳の人が今年は20歳。10年であれば20歳になったとすれば、ちゃんと食育が根付いておれば、20歳の時に立派な大人ができていられるでしょうけれども、実際、そういう関係部署の方はお分かりのように決してデータがよくなってなくて、高知県の健康状態は本当に悪い状況となっています。

是非、その辺りを具体化していく上で、総括をしていく上でご検討いただけたらというふうに思います。

(山根会長)

どうもありがとうございました。やはり、どうしても県庁内部は3、4年経ちますと人事異動もございまして、そこの継承がやはり困難な面があるかと思いますが。なんとかそれを乗り越えていただいて、食育なら食育をすこやかな成人が高知で育ったという。学力の順番ばかりではなしに、そういった、やはり、子どもたちを、次世紀を背負っていく人材を育てているんだということに、審議会の機能が結びついていくような、そういうフォローアップといいますか、持続的な体制が必要なんじゃないかと。そして、学校には学校栄養士さんを必ず必置しておく、1人ないし2人は配置をしていただけると。そういうようなことが高知方式としてはあっていいじゃないか。そういうふうなことも感じますので、一つ、よろしくご検討いただきたいと思います。

時間がもう迫ってまいりましたが、是非、ご発言を。どうぞ。

(西岡委員)

時間があまりありません。一つだけ。全体として、大変に努力されてご報告されて、ありがとうございました。ただ、一方では、見方を変えてみると、また違ったことが見えてくるのかなということで、一つの事例として聞いていただければというふうに思います。環境保全型農業の推進の関連ですが、岡林さんやあるいは紹介いただいたいろんな農家の方も訪問させていただいたりして、大変ご努力されてやられていることをよく勉強させていただきました。ところが私、県外に結構出張がありまして出て行くんですが、スーパー

を回ってみるとせっかくそういう作られた商品も、要するに高知ブランドだけで売られておったりして、本当にそういう環境保全型農業の高知のブランドですよというようなことでは、決して売られていないということがありますし、県外の消費者の方は高知県がそういう環境保全型農業でやっている県だというふうには、ほとんど認識をしていないということかなと思うんです。県外のスーパーに行ってピーマンが並んでおったり、生姜が並んでおったりしたら、やはり、自分自身も嬉しいんですけど、それは高知県の園芸作物としてでしか並んでいないということですので、そういう意味では、なかなか高知県全体で集荷して、出荷するわけですから、いろいろ農薬問題があって、出来ないこともあるかもしれませんが、是非、せっかく努力をされて農家でやられているわけですので、そういう県外に、それぞれの消費者にあるいは量販店にそういうふうには理解をしたらもっと、是非考えていただければと思いますし、逆の方かた見ると、要するに県外の人から見れば、それほどは見られていないというような見方もいろんな切り口ではあるのかなというふうに思いました。

(山根会長)

どうもありがとうございました。アンテナショップの評価も今分かれておりまして、低迷ないし先細りというふうなご指摘も聞いていまして、その内容に、今のような本県の製品のブランド化というのは、物珍しさだけで売られ出されている傾向も耳にしております。静岡県では、お茶をブランド化して、品質管理の最高のかたちで仕出していく戦略を取っていまして、予算もたっぷり県が付けておるようでした、地場産のブランド化をどう評価していくのか、このことをご指摘いただいたと思います。まだまだ、ご意見を賜りたいのですが、時間が参りましたので…

(中沢委員)

すいません。一つだけ。やはり、給食ですよ。お野菜がお隣の方もなかなか県内のが目にしぬくいという。これから、給食のセンターは東京の業者に任せていますよね。すごく私たちは不安になっているんです。それで、県内産のお野菜を使ってくれるのか。くれないのか。そこで、すごく農家の方もすごくドキドキしていると思うんですが。学校給食といったらすごく大きな量ですので、今度また横浜の小学校と、もう2、3校増えていくんですが、そこをどうか県の方にもお願いしたいんですが。なるだけ、県内で作った野菜を業者をお願いしてなるだけ使っていただきたいということで、向こうが東京の業者の方が外国から入れた物もあったりすると思うんですが、なるだけ農家の方を守るためにも絶対に高知県産のお野菜を少しでも使ってくださる努力をしていただきたいということを最後にお願ひしたいと思ひます。

(山根委員)

ありがとうございました。私もテレビを見まして、高知県下の数市町村が給食センターを合併して、大企業の公共の業者に委ねると。だから、地場産業を育てる視点は全くなくて、大きな資本のところ委ねると、子どもの命や健康は二の次みたいなことで、首長さんが走っていますので、私も今の問題は本当に危機感を持っています。どうして、地場の声を政策にそれをつなげて、いい地場の物を彼らが食べて育っていくという、これが食育の原点じゃないかと思うんですけどね。ちょっと、今、学校給食は狂っているというか、そう思いますよ。是非、関係部局でご検討いただきたいと思います。

最後に、副会長の久保田委員さんの方からコメントを簡単をお願いします。

(久保田委員)

最後の最後で、すごい話になったと思ひまして、実は高知市の学校給食の委託の業者を決める選定委員会の委員長は私でございまして、違うことを話そうと思ったんですが。私は別に高知市を例とするわけじゃなくて、高知市のやり方は別に食材供給は全く業者の話ではなくて、調理用具だけ県内業者も全部含めて衛生的に一番どこがやってくれるかという観点で募集をかけて、それで審査をして、ある意味、学校給食で子どもの安全を一番守ろうとしている学校長さんたちが、一番県外の業者を高く評価したという。それは、プレゼンテーションの内容、今までの実績、いろんなこと細かくそういう状況がありますので、私が弁護するのも変な話なんですけど、今日、報道関係者の方はいらっしやいませぬね。私が言うのも変なんですけど、ちょっと議論のド真ん中みたいな話ですから、ちょっとご紹介しておきます。

もちろん、私がこれを言うのは変ですが、学校給食だからといって効率化だけに走っているというのは、むしろ逆じゃないかなと私は思ひまして。地産地消に関しても、学校給食で決められているやり方の範囲の中では、かなり地産地消を精いっぱいやっている。どうしても、量的にたくさん供給しなきゃいけないものは、県内産だけでは間に合わないというものもありまして、そこはしょうがないというところで、ここはもっと上のレベルで解消しなきゃいけないということで、現場の方は、かなり奔走されているというのがありますので、そこはご理解いただけたらと思います。ここで、この話をするんじゃないかなって思ひましたよ。最後の話の中で、ちょっと一つだけお尋ねしたいのが、TPPの話ですが、地産は農水省だけじゃなくて、経産省とかもやられていたはずなんですけど、ああいうところで農業の細かい試算とかされていたかどうかを知りたかったんですけど、それはご存知でしょうか。

(事務局)

農業に関しては、農水省だけです。

(久保田委員)

細かいところは農水省しかできていない。

(事務局)

はい、そうです。

(久保田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(山根委員)

経産省もやっているわけですか。

(事務局)

TPP 自体の試算はやっているんですが、それは負の面と両面兼ね備えていますから。私は個人的に、もちろん、高知県の状況を考えると当然、簡単に手を出してはいけないと思うんですが、国民全体からいうと、1億2千万人のうちの150分の1くらいしかいないわけですから、高知県だけで言えば。違う論理で、それはそれなりに正当な理屈があつて、そういう話が出ていると思いますので、おそらく、そういう話があれば高知県にとってプラスになるようなネタだけを持って反対に行っても、きっとなかなか受け入れてもらえないだろうなという感触は持っていますので、それは農業を守るという反対側の立場の人がある意味、農業を軽く見ているというところの試算もある程度、高知県がもしもそうなった時には、具体的にシミュレーションができるような準備も要るんじゃないかなというところは感じたところです。

そういうことも含めまして、この食の安心安全に関して、やはり、安心という、かなり科学的に保障された部分と安心という心の部分と中点でくっついているという、続いています。今日ご紹介いただいた話に関して言えば、やはり、県のいろんな部署の方々、科学的にそういうのを担保しようという努力を、今日それぞれでご紹介いただいています。それは、多分、安心材料として委員の方々もお聞きになったんだと思いますが、おそらく、その中にでも継続的に、昔から当たり前に来てきた安全・安心の取り組みと、この数年間で突発的に出てきたものについて、それは多分、取り組みに関するみんなの関心度も違うと思いますので、この辺は多分、区別して考えなきゃいけないだろう。例えば、食中毒のことにしてもなんかは、当たり前っちゃ当たり前なんです、それを影で監視をしたり、そういう調査に入ったりしている方が、ずっといらっしゃるわけですね。これは、安全・安心の条例ができたから、初めてみんなの目に触れただけで、今までずっとやってくださっていたというところがあります。

この辺は、おそらく、先ほど話に出ましたが、マンネリ化しがちな、同じことを続けているとありますから、そこをどう担保していくのかという話になると思いますから。そう

いう方々がいちいち予算取りに走らなきゃいけないようなことにはならないことを、私は個人的に望みます。ある意味、突発的に起こったようなことに関しては、県民の方も注目度が高いですから、こういうことに関しては自体が終息するまできちんとやってくださるということが非常にありがたいですし、もう一つ、今日出てこなかった話は、例えば、口蹄疫のこと。高知には直接こなかったと思いますが、おそらく関連のところでは、これが来たら困るからということで、多大な努力をされていたはずなんです、これ今日は、計画に基づいた話になっているからかもしれませんが、あんまり具体的に出てこなかったんだと思いますね。となると、おそらく次の計画策定の話になってくると、その控除的にやらなきゃいけないこと、最近の話題のこと以外にいつ来るか分からないこと、南海大地震もそうかもしれませんが。あれと同じような感じで、ある程度、遊びを持たせたというか、何が来ても対応できるというようなことも、多少なりともちょっと入れておく必要があるのかなと感じた次第でございます。

最後、自分の質問も含めながら長くなりましたけども、私のコメントとさせていただきます。

(山根委員)

どうも、司会の大変不手際で時間オーバーしましたことをお許しいただきたいと思えます。一つ、事務局にお願いしたいのは、今日の全ての報告と論議を踏まえて、各委員の方々に、恐れ入りますが、アンケートをまた送っていただいて、言い残したこと、あるいは再確認したいことを箇条書き的に書いていただいて回収をし、その総括、報告書の中に叩きこんでいただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、先ほど、副会長さんの方からお話がありましたが、例えば、衛生研究所の方々のお仕事を見ていると、本当に少ない予算、そして、古い機械をなんとかつつきながら、いろんな検査や分析をされていますし、これはほかの、いわゆる検査機関等においてもそうだろうというふうに思っておりますけれど、極めて高度化している状況に、今、高知のこういう試験、研究体制、調査体制が追いついていない。そのことも、大変、私は危惧しております。是非、11課の方々のお仕事は本当にお世辞じゃなくて、県民の命、そして、子どもたちの成長、そういった地場産業を守る。高知の農業を守る。この本当に大事なところに関わっていただいておりますので、是非、部局長の方々には県知事さんに、もっともつとこの関係機関の予算をたっぷり割いていただきたい。そのことを是非、お願いをしたいと思えます。私は、4年間、皆さまに大変学ばせていただきましたし、関係11課の方々の汗、本当に感動いたしました。3月にリタイアしますけども、どうぞ、先ほどちょっと出ましたけど、私も給食センターの委員を他県でやっていた時に、そこでの論議は学校の先生たちや、住民代表の方から、「うちの県で作っている陶器や磁器をなんで使わないで危ないかどうか、検査も十分でないようなプラスチックの容器を使うんだ」という、そんな声が強く出まして、地元の窯にお願いをし、そこに資金が流れるようにしながら陶器、

もちろん壊れて怪我をするとか、いろんなご意見もございましたけれども、つまり、そういう地元のいい磁器や陶器を使わせることによって、子どもの情操や感性を育てるというもう一面を大変、重視されました。ですから、高知県の校長先生方とは違うご意見をいただいて、やりよりましたけど、是非、もう一度学校給食の問題は、先生おいでになりますけど、ご論議を絶えず●が必要となっておりますので、よろしくをお願いします。本当に長い間、たくさんのご意見を学ばせていただきましたことを感謝しています。どうも、ありがとうございました。

(松岡チーフ)

山根先生、どうもありがとうございました。最後に、事務局より事務連絡がありますので。

(事務局)

皆様、お疲れ様です。最後に事務連絡ということで、まず、次回審議会の開催予定時期です。説明の中にもありましたけれども、来年度1回目は10月を予定しています。それと、関係課の方には、推進計画策定のスケジュールの中で、このあと、具体的に総括を行う総括素案作成という作業に移っていただくこととなります。詳細については、また追って事務局の方からご連絡させていただきます。今日もご意見ありました。その総括についての作業についても、委員の皆様へ一度、こういった方法で作業を進めるように関係課の方に連絡をしますというようなかたちで、お伺いをしたいと思います。その他、審議会は、今年の10月までかなり時間がありますが、その間、何度か委員の皆様にはいろいろお伺いすることになると思います。どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

(松岡チーフ)

以上をもちまして、平成22年度第2回高知県食の安全安心推進審議会を終了したいと思います。